

〈論文〉

OECD 投資の政策枠組みとその東南アジア諸国への適用に関する一考察  
A Survey of the OECD Policy Framework for Investment  
and its Application to Southeast Asian Countries

藤田 輔  
FUJITA Tasuku

OECD が 2006 年に策定した「投資のための政策枠組み (PFI : Policy Framework for Investment)」は、投資環境の向上に重要とされたいくつかの政策分野について、途上国政府が検討できるようチェックリストを提供している。PFI は、これまで、OECD にとって戦略的利益のある地域である東南アジアを含めて、20 カ国前後の OECD 非加盟国に適用されてきており、投資環境の自己審査及びその改善に貢献している。

以上を踏まえて、本稿では、①投資と開発に関する国際的議論、② PFI 策定の経緯とその概要、③ PFI の普及状況と最近の動き、④ UNCTAD のアプローチとの比較・検討、⑤ PFI の東南アジア諸国への適用、の 5 点に絞って、主に国際政治経済学もしくは国際制度論的な観点から、OECD の投資政策アプローチの現状及びそこでの政策議論を分析することとする。

キーワード OECD、開発、投資、UNCTAD、東南アジア

はじめに

民間投資は、途上国にとって、イノベーション、持続可能な経済成長、貧困削減を促進するための重要な要素である。特に、外国直接投資 (FDI) は、資本・技術移転や雇用促進等を通じて、受入国の経済成長をもたらさう。2002 年、国連開発資金会議によるモンテ

レー合意において、各国政府が民間投資促進のための国内環境を整備する責任があるとされた中、その支援策として、経済協力開発機構 (OECD) は、主に東アジア諸国における経験に鑑み、民間投資の側面から開発を促進するという理念に基づき、日本が提案し、その成立に向けて主導的役割を果たした「投資のための政策枠組み (PFI: Policy Framework for Investment)」を2006年に策定した。

PFIは、OECD加盟国による非加盟国(途上国)との協力に関する包括的な原則を表したものであり、この中には、投資政策の策定能力の構築のために、ピア・レビューを通じて、OECDの経験を共有する必要性等が含まれている。また、PFIは、一国の中小企業や外国人投資家にとって投資環境の向上にきわめて重要とされた10の政策分野について、各国政府が検討できるようチェックリストを提供している。PFIは、これまで、アジア、中東・北アフリカ、中央アジア、南東欧、中南米等の20カ国前後のOECD非加盟国に対する投資政策レビューで用いられてきており、投資環境の自己審査及びその改善に貢献している。

より最近の動きとしては、低炭素で気候変動の影響に対応可能な経済 (LCRE: Low-carbon Climate-resilient Economy) を志向するべく、OECDでは、投資委員会と環境政策委員会との合同で、PFIの応用として、「グリーン投資に向けた政策枠組み (Green Investment Policy Framework)」を2012年第3四半期中に公表するべく、その策定の準備が進められている。また、全ての国のより包摂的かつ高い成長へのOECDの貢献を強化することを目標としつつ、2012年5月の閣僚理事会において採択された「OECD開発戦略 (OECD Strategy on Development)」でも、その具体的実施案の中の一つとして、これまでの途上国におけるPFI実施経験を踏まえて、より開発に効果的に資するよう、その2013～14年での見直しが提案されている。

さらに、OECDと同様、途上国の投資環境改善の支援に一定の実績のあり、OECDにとっての協力パートナーでもある国連貿易開発会議 (UNCTAD) も、World Investment Report 2012において、独自に「持続可能な開発に資する投資の政策枠組み (IPFSD: Investment Policy Framework for Sustainable Development)」を打ち出し、その枠組みにおいて、(i) 投資政策立案のための重要原則、(ii) 国別投資政策ガイドライン、(iii) 国際投資協定 (IIAs) の締結と活用に向けたオプション、の3つを提示した。このように見ると、最近では、各国が持続可能な開発を遂行するにあたり、より長期的な視点に立って、投資政策を遂行することを世界的な潮流とするべきであるという点では、OECDもUNCTADも同じような理念・認識を持っていると考えられる。一方、両アプローチとも、それぞれ異なった特徴

を持っている点にも注意すべきであり、両者間での業務の重複を避け、それぞれの特徴を活かしながら、効率的に途上国の投資環境改善の支援を行えるように、協力関係を築いていくことが大きな課題になってくると思われる。

また、上で述べたとおり、PFI はあらゆる途上国で用いられてきたが、アジア諸国については、インド、インドネシア、中国、ベトナムの 4 カ国に対し、投資政策レビューが実施された。この中では、インド、インドネシア、中国の 3 カ国は、OECD が 2007 年に関与強化の対象とした国々、ベトナムは、OECD が戦略的利益のある地域と指定した東南アジアの一角を成している。

このほか、現在、マレーシアに対しては 2013 年初頭に実施予定である一方、例えば、2012 年 3 月にカンボジア・プノンペンで開催された「OECD 大メコン圏投資政策フォーラム」等を通じて、OECD は、主に他の東南アジア諸国に対して、PFI を活用した投資政策レビューを実施できるよう普及活動に努めており、各方面で広く公表されてきている。また、非加盟国に対しても開放されている国際投資基準である「OECD 国際投資・多国籍企業宣言」については、多くの非加盟国が参加しているが、OECD にとっての戦略的地域である東南アジア諸国が一国も参加していないなど、投資分野における同諸国へのアウトリーチ活動において、課題も残されている。

以上を踏まえて、これまで、PFI を中心とした OECD の投資政策アプローチが学術的な場で議論されてきたことが少なかったという認識に基づき、本稿では、筆者の OECD 日本政府代表部勤務 (2008 年 8 月～12 年 3 月)<sup>1)</sup>における経験・所感も交えつつ、①投資と開発に関する国際的議論、②PFI 策定の経緯とその概要、③PFI の普及状況と最近の動き、④UNCTAD のアプローチとの比較・検討、⑤PFI の東南アジア諸国への適用、の 5 点に絞って、主に国際政治経済学もしくは国際制度論的な観点から、現状及び政策議論をサーベイすることとする。

## 第 1 章 投資と開発に関する国際的議論

### 1. モンテレー合意

まず、OECD における PFI 策定の経緯を述べる前に、PFI の目的が、安定した経済成長と持続可能な開発を支える民間投資を促進することであり、開発途上国とその国民の繁栄に貢献し、貧困との闘いを支援することを目指しているため、開発戦略を効果的に進める上で民間投資が欠かせないとした 2002 年の国連でのモンテレー合意、そして、それを受け

て、翌2003年のOECD閣僚理事会での日本の提案に基づいた「開発のための投資イニシアティブ」の立ち上げの経緯を振り返る必要がある。

2002年3月、国連ミレニアム開発目標(MDGs)のフォローアップとして、メキシコ・モンテレーで開催された国連開発資金会議は、モンテレー合意(Monterrey Consensus)を採択して閉幕した。合意では、開発途上国の貧困問題に対して、今後どのように対処していくのかについて、総合的にその方策をまとめつつ、先進国には政府開発援助(ODA)の増額と貧困国の債務緩和を呼びかけており、その大きな焦点は、2015年に向けてMDGsを達成するため、援助を大幅に増額する(援助倍増)とした点であった。このほか、民間資金の重要性も挙げられており<sup>2)</sup>、国際金融が安定している状態における民間国際資本の流れ、特にFDIは、国内・国際開発にとって非常に重要な要素であり、MDGsを達成するために民間投資は必要不可欠であると同時に、また、各国が透明で安定した投資環境を築くよう努力しなければならないとされた。その際、アナン国連事務総長(当時)は、開発資金に対する投資の割合がODAを大幅に上回っていることから<sup>3)</sup>、「外資の導入が開発に重要な役割を果たす」と言った<sup>4)</sup>。

なお、モンテレー合意を巡っては、途上国の貧困問題をいかに対処するかについて総合的な方策がまとめられた点を高く評価すべきである。その一方、途上国や非政府組織(NGO)の間では、合意に即効性のある具体的な方策が盛り込まれていない点において懸念の声が上がったと言われている<sup>5)</sup>。また、NGOの多くは、世界銀行の開発援助アプローチに対して不満を抱えており、世界銀行は、ワシントン・コンセンサスに基づいて、貿易自由化や貧困削減のための役割を民間企業に委ね過ぎであり、そこでは、途上国主導ではなく、ドナー主導の開発が行われていると非難した。

筆者の認識する限り、確かに開発援助機関である世界銀行の場合は、途上国のインフラ案件等に対する融資を供与するのが基本で、それ故、政策上のアドバイスがその融資の実施に見合うことを条件とすることがあり、時として、それがその国の実情に合わない恐れもあるため<sup>6)</sup>、このような批判を受けても止むを得ない。一方、2012年7月時点で34カ国しか加盟していない「先進国クラブ」という批判はあるものの、後で述べるように、OECDは開発援助機関ではなく、対等な立場でベスト・プラクティスを追求しつつ、各国間でピア・レビュー(相互審査)を行うという独特な手法を用いる国際機関である。そのため、途上国に対するアドバイスがより中立的であると評価される。このような理由で、途上国のオーナーシップがより強く求められる投資環境整備の分野では、OECDへの期待が高ま

るのは当然の帰結であった。

## 2. 日本の政策理念と「開発のための投資イニシアティブ」

モンテレーでの国連開発資金会議においては、米国や欧州連合（EU）が援助増額を表明したのに対し、日本は、厳しい財政事情に加え、ODA 事業の決定経過や具体的な成果への懐疑等により、同会議が開催された 2002 年度の ODA 予算を 10%削減せざるを得なくなった。ただ、そのような制約の中、小泉総理大臣（当時）が 2002 年 1 月に東南アジアを訪問した際、「共に歩み共に進む」の精神を開発分野で提唱したのを契機として、日本は「東アジア開発イニシアティブ（IDEA）」<sup>7)</sup>を立ち上げた。そして、同年 8 月の閣僚会合において、東アジア諸国における開発経験に鑑みて、ODA とともに、民間投資を活用していくことの意義を指摘し、モンテレー合意における民間投資の重要性においても、この理念を積極的に打ち出そうとした。また、日本は、2003 年 12 月、ベトナムとの間で「日越共同イニシアティブ」<sup>8)</sup>を立ち上げることに合意した。ここでは、ODA による支援を梃子として、ベトナムのオーナーシップを引き出しつつ、投資環境改善を図っていくことを決めたが、この取組みも、過去の東アジアでの経験から、民間投資が開発に貢献するという理念に基づくものである。

このような経緯もあり、2003 年 5 月の OECD 閣僚理事会において、日本は、途上国への民間投資促進に資するガイドラインの策定や ODA の効率的活用等を柱とする OECD の行動計画策定を提案し、OECD 非加盟国及び国際金融機関も含め、非常に活発な議論が行われた後、右提案が多数の国より支持され、OECD で詳細な計画の策定につき検討することとなった。また、民間投資促進のためには、投資受入国及び周辺国の市場の存在が不可欠であるとの認識が共有されると同時に、良いガバナンス、貿易アクセスの開放、ビジネス環境の整備等、全てのテーマが相互連関的であることが確認された。

そして、この日本の提案を受けて、モンテレー合意の支援策として、OECD は、同年 11 月に南アフリカ・ヨハネスブルクで開催された「OECD 国際投資グローバル・フォーラム」にて、「開発のための投資イニシアティブ」<sup>9)</sup>を立ち上げた。同イニシアティブは、PFI の策定を含むほか、各国の開発投資促進の取り組みを支えるための ODA の実践的な活用法についても述べている。また、この協力には、投資政策の策定能力の構築のために、ピア・レビューを通して OECD の経験を共有することも含まれた。

## 第2章 PFI策定の経緯とその概要

### 1. PFI策定の経緯

「開発のための投資イニシアティブ」を受けて、PFI策定の作業は、OECD投資委員会の下で形成された専門タスクフォースによって進められた。タスクフォースのメンバーは、OECD加盟30カ国（当時）と非加盟26カ国・地域<sup>10)</sup>の政府、欧州委員会（EC）の高官で構成されており、同タスクフォースの共同議長は、日本とチリ（目賀田周一郎 OECD代表部次席公使、ルイス・エスコバル財務省国際機関担当上級顧問）が務めた。また、投資委員会のほか、その他のOECD関連組織<sup>11)</sup>、世界銀行、UNCTAD等の国際機関も同タスクフォースの作業に参加した。

同タスクフォースは、2004年6月から2006年3月にかけて、計5回の会合をパリのOECD本部で開いた。また、他国においても、OECD加盟国と非加盟国との対話の場である「国際投資に関するグローバル・フォーラム」の下で、PFIに関する協議をインドとブラジルで行ったほか、広くOECD非加盟国政府から意見を聴くべく、地域投資イニシアティブとして、例えば、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）とともにウガンダで、アジア太平洋経済協力会議（APEC）とともに韓国で、東南アジア諸国連合（ASEAN）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）、アジア開発銀行（ADB）とともにインドネシアでも協議を行った。さらに、同タスクフォースの会合には、経済産業諮問委員会（BIAC）、労働組合諮問委員会（TUAC）<sup>12)</sup>、NGOの代表も招かれ、それぞれ諸提案を行った。

これらの会合の中で、参加者からは、持続可能な開発の前提条件となるマクロ経済の安定、政治の予見可能性、社会的一体性、法の支配の維持のほかに、各政策分野と投資環境との関連性の度合いを基にして、後で詳しく述べるように、PFIの10の政策分野（投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争政策、租税政策、コーポレート・ガバナンス、責任ある企業行動推進のための政策、人的資源開発、インフラ・金融開発、公的ガバナンス）を選定することとなった。

その後、OECDのウェブサイト上で、パブリック・コメントを幅広く求めた後、2006年4月にPFI策定が承認された。そして、5月のOECD閣僚理事会にて、「開発のための投資イニシアティブ」を構成するPFI及び「民間投資促進のためODA活用に関するドナー向け政策ガイダンス」<sup>13)</sup>が歓迎され、各国政府による投資環境改善を助長し、成長及び持続可能な開発を支援する政策ツールとしてのPFIの重要性が特に認識され、OECDがPFIの積極活用を促進するために非加盟国政府及び他の政府間組織と引き続き作業することも求めら

れた。

また、PFI の活用については、他の国際機関との協力も不可欠である。まず、PFI の策定において、途上国の開発に関するノウハウの蓄積がある世界銀行は、専門タスクフォースの重要なパートナーであり続け、PFI のいくつかの評価分野に関する背景資料を提供したほか、PFI をテーマに 2005 年に開催された「OECD 国際投資グローバル・フォーラム」では、正式な共催者となった。一方、OECD 非加盟国のほとんどがメンバーであり、OECD と同じく、途上国の投資環境改善に定評のある国連貿易開発会議（UNCTAD）との間でも、OECD は協力関係を構築しつつ、世界銀行とともに、UNCTAD も同グローバル・フォーラムの共催者となった。さらに、2009 年以降、G20 諸国の貿易・投資措置のモニタリング報告書についても、世界貿易機関（WTO）も交えて、OECD と UNCTAD が共同で担当したり、将来的に PFI をベンチマークとして特定諸国の投資政策レビューを共同で実施する構想を立てたりするなど、関係は緊密化している。

## 2. PFI の概要<sup>14)</sup>

PFI 自体は非規範的なツールであり、モンテレー合意の中で、一国の中小企業や外国人投資家の投資環境の向上にきわめて重要とされた 10 の政策分野について、各国政府が詳細に検討できるように設問形式のチェックリスト（Appendix を参照）を提供している<sup>15)</sup>。具体的には、投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争政策、租税政策、コーポレート・ガバナンス、責任ある企業行動推進のための政策、人的資源開発、インフラ・金融開発、公的ガバナンスの 10 分野である（表 1）。設問形式とされた理由は、各国政府が、自己評価と、それぞれの状況、課題、体制に応じた優先付けを行う際に柔軟な姿勢で取り組めるようにするためである。設問自体も、政府、企業、その他の関係者それぞれの責任を規定するのにも有効であると同時に、国際協力を通じて、投資環境の弱点を最も効果的に是正できる分野を具体的に指摘するのに役立つと考えられる。

なお、PFI は上に挙げた 10 の政策分野から構成されているとおり、包括的ではあるが、全てを網羅している訳ではない。例えば、その他の政策分野として、エネルギー、農村開発、技術革新、女性の起業活動、ジェンダー均衡等も投資環境に影響を与えるものである。PFI では、これらのテーマについては独立した章を設けていないが、設問の多くは、投資環境や経済発展に与えるそれらの重要性を明確に捉えている（Appendix を参照）。

また、PFI は政策の処方箋を集めたものでもなければ、拘束力のあるものでもない。むしろ

表1 PFIにおける政策分野の主な評価分野

政策分野	評価の対象となる主なポイント
投資政策	法令整備・明確化、所有権・知的財産権 (IPR)、紛争解決、補償、無差別原則と送金の自由、投資協定の活用
投資促進・円滑化	誘致戦略、投資促進機関、手続簡素化、投資家との対話、投資優遇策の評価、内外企業の連携
貿易政策	通関コスト、予見可能性、自由貿易協定 (FTA) 等の活用、保護政策の妥当性、輸出信用等の活用
競争政策	無差別・透明性、国営企業等の反競争的な行為、他の政府部門との連携、民営化
租税政策	税負担の妥当性、税制を通ずる施策の効果、企業規模・形態と税制、内外無差別、租税協定
コーポレート・ガバナンス	有効な枠組み、株主の衡平な扱い、情報公開、役員会、利害関係者との協力、良いコーポレート・ガバナンスの促進
責任ある企業行動推進	政府の役割、対話の促進、コンプライアンス (法の遵守努力) 支援、「OECD 多国籍企業行動指針」等の国際協力
人材開発	枠組みの整備、基礎教育の拡充、人材育成と活用、疾病対策、労働基準の実施、労働市場との連携、入国円滑化
インフラと金融部門の整備	インフラ整備の優先順位と透明性、通信・電力・輸送・水供給分野の考慮事項、金融分野の機能の評価、債権者・債務者の権利、情報提供
公的ガバナンス	規制改革の枠組みと実施、評価と結果の公表、関係者との協議、行政手続の負担、腐敗防止

出所：筆者作成

る、PFI は、開発を目指す国々が抱える重要な政策上の課題をまとめ、評価するための柔軟なツールである。主な目的は、政策当局が優先順位を特定するために、自国の経済、機構制度、政策決定について適切な質問を行い、効果的な政策と評価プロセスを開発できるよう促すことである。後で述べるように、実際に PFI を活用した OECD 投資政策レビューを行った国々の中には、全ての PFI 評価項目を網羅したところもあれば、一部の項目のみ利用したところもあるように、その柔軟性が特徴的である。

### 3. PFI の原則と意義<sup>16)</sup>

PFI の全体を通して、3つの原則が適用されている。第1の原則は政策の一貫性 (policy coherence) である<sup>17)</sup>。各セクションの設問は、各種政策分野と投資環境との相互作用に対して統合的なアプローチを取っている。具体例としては、以下が挙げられる。

- ①投資保護・自由化の基準は、外国投資家及び中小企業を含む国内投資家に幅広く適用できる。
- ②実効性のある競争・租税政策は、投資、特に中小企業向けの投資が、不必要な参入障壁や抑制的な税制、法律遵守の不備によって妨げられないために重要である。
- ③貿易自由化政策は、投資自由化政策の恩恵を現実のものとすることに貢献する。
- ④公的ガバナンスの分野では、各政策分野あるいは全政策分野における健全な法規制体制の条件に焦点を当てている。

第2の原則は、政府機関が自らの行動に対する説明責任を持ち、政策の策定と実施に透明性を持たせることの重要性である。透明性が高いことは、投資家にとっては不確実な部分やリスクが減ることになるだけでなく、投資関連の取引コストの削減にもつながり、官民対話を促進することにもなる。政府機関が説明責任を負うことは、自ら責任をもって権限を行使することを示し、投資家に安心感を与える。したがって、特定の公共政策分野における透明性と説明責任がどのように活発な投資環境を作っていくかが、各分野の設問で取り上げられているテーマである。

第3の原則は、投資環境に関する既存のあるいは提案されている政策の影響を定期的に評価することである。この点に関して、設問は、政府の政策が定着したベスト・プラクティスの維持にどれほど有効かを評価する際の助けとなることを目指している。評価の観点としては、投資家に対する平等な取扱い（国内あるいは外国の投資家、規模の大小に関わらず）がなされているか、投資家が活動するコミュニティの様々な利益を考慮に入れた開かれた投資機会が存在するか等が挙げられる。各設問は、特に制度的枠組みの順応性と、新たな課題を早期に特定し迅速に対応するための定期評価に重点を置いている。

さらに、途上国がPFIを活用しつつ、自らの投資環境を評価していくことの意義については、本間（2009）が以下の5点を挙げている。

- ①途上国も有意義と考える共通のツールの作成。

国際的な投資ルールの設定には積極的でないが、投資促進に熱心な他の途上国とともに、共通の非拘束的ツールを作成する。また、途上国はそのプロセスを高く評価し、それを使用することも期待される。

- ②一貫性ある投資環境改善のための改革を可能にする。

国の経済開発戦略全体の中に位置付けられた、一貫性のある改革が実施可能となる。

- ③投資環境改善のための課題の洗い出しを途上国が自らできる。

自ら改革できる点や援助の必要な点を整理して、援助機関との対話にも使用可能となる。

④ピア・レビューに使用可能である。

共通の設問事項への答を見比べ、地域の他国と比較し、自国の改革進展度や不足点を洗い出し、成功例を学ぶピア・レビューに使用可能となる。

⑤①～④の結果として、途上国の投資環境の改善を促進できる。

途上国にとっては、国内外の投資活性化を通じた経済成長と貧困削減を達成できる。一方、OECD諸国にとっては、より自由かつ予見可能な投資の実現・保護、責任ある企業行動の確保に繋がる。その結果、世界全体での投資フロー促進に資する。

### 第3章 PFIの普及状況と最近の動き

#### 1. PFIの普及状況

##### (1) 地域投資イニシアティブ

OECDは、国際投資における途上国の役割の増大という現実を鑑み、地域投資イニシアティブを通じ、世界の非加盟国との間で知見や経験を共有しつつ、相互にピア・レビューを行い、より良い投資政策を実現させるための取組みを行っている。このような取組みは、現在、南東欧、ユーラシア（中央アジア及び東欧・南コーカサス）、ラテン・アメリカ・カリブ（LAC）、中東・北アフリカ（MENA）、サブサハラ・アフリカ等との間で行われている。具体的には、以下のような投資に関する地域アウトリーチ・イニシアティブを通じて、さまざまな非加盟国・地域との間で協力関係を有している<sup>18)</sup>。

##### ①南東欧投資憲章

対象：アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、コソボ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア

##### ②ユーラシア競争力イニシアティブ

対象：アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、モルドバ、モンゴル、タジキスタン、ウクライナ、ウズベキスタン

##### ④LACイニシアティブ

対象：アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマ

ラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

⑤ MENA・OECD 投資プログラム

対象：アルジェリア、バーレーン、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ自治区、カタール、サウジアラビア、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン

⑥ NEPAD・OECD アフリカ投資イニシアティブ

対象：アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エチオピア、ガボン、ガーナ、ケニヤ、レソト、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、セネガル、南アフリカ、スーダン、タンザニア、チュニジア、ウガンダ、ザンビア

PFI は、このような OECD の地域投資イニシアティブにおける共通の対話ツールになりつつある。例えば、南東欧投資憲章（2000 年発足）では、PFI が網羅する各政策分野を包含する投資改革課題に積極的に取り組んできており、後で述べるように、セルビアが、OECD における国際投資基準である「OECD 国際投資・多国籍企業宣言」への参加を希望し、PFI を活用した投資政策レビュー実施を申請した。また、PFI を応用する形で、投資環境改革における各国の進捗状況を比較する指標として、それらを数値化した投資改革指標（IRI：Investment Reform Index）<sup>19)</sup> を 2006 年に公表し、その後も、2010 年にも IRI 改訂版を作成したりするなど、同地域内では、PFI によるアプローチがかなりの程度で普及してきている。

さらに、MENA・OECD 投資プログラム（2005 年発足）においても、地域間でのピア・レビューとベスト・プラクティスの普及を中心としつつ、MENA 各国の投資環境整備が進められてきたが、ここでも、より詳細に MENA 各国の投資改革の進捗状況を理解するべく、PFI を基にして、世界銀行の協力も得て、ビジネス環境開発戦略（BCDS：Business Climate Development Strategy）<sup>20)</sup> プロジェクトを設置し、改革の達成度合いを数値化した指標を用いて、MENA 各国による投資環境の自己審査が可能となった。BCDS による審査により、投資改革において優先すべき事項や問題点が明らかになり、より効率的に改革を推進できることが期待される。一方、同プログラムに参加している MENA 各国の中で、エジプト、モロッコ、チュニジアが、PFI を用いた投資政策レビューを通じて、「OECD 国際

投資・多国籍企業宣言」への参加を果たし、このほか、ヨルダンが同宣言への参加希望を申請しており、本年内にはPFIを用いた投資政策レビューが行われる予定である。

NEPAD・OECD アフリカ投資イニシアティブ (2006年発足)<sup>21)</sup> では、PFIを活用した投資政策レビュー、アフリカ相互審査 (APRM)<sup>22)</sup> の投資関連事項の改善、インフラへの民間投資促進等を中心に、域内対話の推進を図りながら、アフリカ共通課題としての投資政策改革が支援されている。こうした中、ルワンダのほか、南部アフリカ開発共同体 (SADC) 諸国であるボツワナ、タンザニア、モザンビーク、ザンビアの5カ国がPFIを活用した投資政策レビューによる投資改革プロジェクトが2009年より発足し、ザンビアに至っては、2012年3月に本レビューが公開された。さらに、ブルキナファソに対しても、農業投資に焦点を絞りつつも、PFIによる投資政策レビューが実施され、同じく4月に公開された。このようなPFIを活用したレビューによって、アフリカ各国が、主として、①一貫性を持った投資のボトルネックの特定、②投資阻害要因に応じた政策やガバナンスの仕組みの策定、③効果的な投資政策改革の実施・モニタリング、の3点を達成しうることが期待される。

## (2) OECD 非加盟国の投資政策レビュー

上で述べたとおり、例えば、MENA 諸国やアフリカ諸国等のように、地域投資イニシアティブへの参加を通じて、OECD の知見やインストルメントが徐々に広まり、それによって、PFIを用いた投資政策が実現されるほか、地域投資イニシアティブに依らずとも、OECD 非加盟の各国に対して、PFIをベースとした投資政策レビューが実施されてきている。

また、PFIを用いた投資政策レビューは、OECDにおける国際投資基準であり、非加盟国にも開放されている「OECD 国際投資・多国籍企業宣言」(以下、「宣言」)の遵守を表明した国<sup>23)</sup>の投資環境の評価・審査にも活用されている。「宣言」は、1976年に、FDIへの政府の待遇と宣言を採択した諸国における企業活動に関して、包括的でバランスの取れたアプローチを推進するために採択したものである。この「宣言」には、これを採択した国々がFDIに対して開放的な政策を採用するように奨励するべく、(i) 内国民待遇(「宣言」を遵守する国は、自国領土内で事業を行う外国企業に対し、国内企業より不利な扱いをしないことをコミットする)、(ii) 相反する要求(多国籍企業に対する各国政府からの要求が相反しないよう、あるいは、それを最小限に抑えるよう、「宣言」を遵守する国に求める)、(iii) 国際投資促進策及び抑制策(「宣言」を遵守する国がFDIに影響を与える政策において国際協力を強化するための施策)、の3つの文書が含まれている。それと同時に、多国籍企業が

事業を展開する国と調和した活動を行うように促すために、情報開示、人権、雇用・労使関係、環境、贈賄、消費者利益、科学技術、競争、納税等の幅広い分野において、多国籍企業の責任ある企業行動を推進するための原則・基準を定めた指針である「OECD 多国籍企業行動指針」<sup>24)</sup>も含まれている。もちろん、「宣言」の参加とは関係なく、OECD 非加盟国政府が自国の投資政策を評価し、改革のための行動計画策定のツールとして、PFI が活用されることもある。

2012年7月現在、これまで、PFI を活用した OECD 投資政策レビューを実施した、あるいは今後実施する予定の非加盟国を整理すると、以下のような分類になる。なお、インドネシア、ベトナム等の東南アジア諸国への PFI の普及状況については、第5章で詳述することとする。

① 「宣言」参加申請のために行われた投資政策レビュー

コロンビア、エジプト、モロッコ、ペルー、チュニジア

② 「宣言」参加申請のため今後行われる予定の投資政策レビュー

コスタリカ、ヨルダン、セルビア

③ 「宣言」参加に依らずに行われた投資政策レビュー

ブルキナファソ、中国、インド、インドネシア、カザフスタン、ロシア、ウクライナ、ベトナム、ザンビア

④ 「宣言」参加に依らず今後行われる予定の投資政策レビュー

ボツワナ、モザンビーク、ルワンダ、タンザニア

また、上記の①・②の場合は、包括的な観点から、非加盟国が OECD の国際投資基準に則っているか否かを審査するため、PFI の評価分野が全て使われる場合が多い。一方、③・④の場合は、PFI 自体が非規範的で柔軟性を持ちうるツールであることから、一部の評価分野のみ利用されたり、特定部門に焦点を絞ってレビューを行ったりすることがある。例えば、2008年に行われたロシアの投資政策レビューでは、PFI を用いながらも、エネルギー投資に限定しつつ、投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争政策、租税政策の5分野で評価を行い、その他の分野では、簡略化した形で諸政策が評価された実績がある。2012年に行われたブルキナファソの投資政策レビューにおいては、「農業投資の政策枠組み (Policy Framework for Investment in Agriculture)」<sup>25)</sup>と銘打ち、農業部門に限定して、既存の PFI の評価分野である投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、租税政策、責任ある企業行動推進、人材開発、インフラと金融部門の整備のほか、気候変動への対応、天然

資源管理、クリーン技術の推進等で、農業投資に関連する改革の進展度合いを見るべく、環境という新しい分野にも踏み込み評価を行っている。このような経緯より、後で述べるように、OECDが環境分野をPFIの新しい評価項目に加えようという動きも出てきている。

さらに、非加盟国に対する投資政策レビューの中では、PFIによる評価に加えて、1997年にOECDが開発したFDI制限指標(FDI Regulatory Restrictiveness Index)<sup>26)</sup>によって、各国の法的・制度的枠組みに基づいた内国民待遇の観点から、外国投資家に対し制限的な措置を行っていないかどうか定量的に測られることもある。FDI制限指標は、OECD加盟国のみならず、「宣言」に参加しているOECD非加盟国(アルゼンチン、ブラジル、エジプト、ラトビア、リトアニア、モロッコ、ペルー、ルーマニア)、投資政策レビューが実施された非加盟国(中国、インド、インドネシア、ロシア)、サウジアラビア、南アフリカのデータも網羅されている。

以上より、幅広い分野から、定性的な評価を行いうるPFIが非加盟国の投資政策レビューで広く利用されつつあることが窺えたが、それに留まらず、PFIをベースにして、IRIやBCDSといった数値化した投資改革指標が一部の国々で用いられ、FDI制限指標が投資政策レビューに含まれたりするなど、OECDが定性・定量の両面でより複眼的なアプローチで、各国の投資環境評価を行うツールを提供していることも理解できる。筆者としては、より多くの途上国、特に、後で述べる東南アジア諸国で、このような複眼的なアプローチが用いられるよう、OECD加盟国からも働き掛けを行い、徐々に普及させていくことが重要であると考えられる。

## 2. 「グリーン投資に向けた政策枠組み」

最近、気候変動の進展に伴い、環境問題が途上国の開発の文脈でも注目されつつあり、低炭素で気候変動の影響に対応可能な経済(LCRE: Low-carbon Climate-resilient Economy)を目指す必要が生じてきている。このような中、OECDは、2009年の閣僚理事会で「グリーン成長に関する宣言」を採択し、気候変動対策が急がれる一方で、持続可能な経済成長のあり方を模索することとした後、2011年の閣僚理事会で「グリーン成長戦略」に関する最終報告書が採択・公開されることとなった。

ここでは、経済成長、雇用創出及び環境保護はゼロ・サム・ゲームではないということがグリーン成長戦略の礎であり、すなわち、環境保護と結びついた天然資源の持続的利用

によって、経済を改善させることができると考えている。さらに、(i) グリーン成長はあらゆる発展段階の国で反響をもたらす、(ii) 民間及び公共部門、科学界、女性及び若者等、広範にわたる利害関係者（ステークホルダー）を関与させるべきである、(iii) グリーン成長政策は各国個別の事情や優先課題に応じて検討すべきであり、小規模の組織から大企業に至るまでのあらゆる規模の経済主体に当てはまるべきものである、(iv) 教育、技能訓練、知識の共有、イノベーションを通じたキャパシティ・ビルディングは、グリーン成長の実現のために不可欠であること等が各国間で確認された<sup>27)</sup>。これを受けて、国際投資の分野でも、グリーン成長戦略を世界各国の投資政策とどのようにリンクさせていくかが課題となった。

そこで、OECD 投資委員会と環境政策委員会の共同で、LCRE を目指す中で、PFI を策定した経験を活かしつつ、「グリーン投資に向けた政策枠組み（Green Investment Policy Framework）」を 2012～13 年に公表するべく、その策定の準備が進められている。

現時点ではまだ採択されていないが、OECD 加盟各国のほか、2012 年 5 月にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約関連会合の機会に、各国政府や専門家からも意見を聴取しつつ、基本的には、各国政府が低炭素で気候変動の影響に対応可能な（以下、LCR）インフラ<sup>28)</sup>に資金を動員するための中心的な役割を果たすべきであるという視点で、OECD が取り纏めた枠組み案は以下の 5 つとなっている<sup>29)</sup>。

- ①目標設定及び政府のレベルと政策目標との調和。これには、インフラや気候変動に対する明確な長期的ビジョンや目標、政策の順序や多方面での統治、ステークホルダーの関与等も含まれる。
- ② LCR インフラのための投資を可能にし、市場インセンティブを強化させるための政策改革。これには、開放的かつ競争的な市場を構築するための健全な投資政策、市場価格に基づいた「炭素価格付け」のための政策、有害な補助金の撤廃、環境の外部性の除去等が含まれる。
- ③新しいグリーン技術への移行支援を提供する特別な金融的政策、ツール、インストルメントの創設。これには、長期の投資や保険市場を支援する金融的改革、グリーン債券のようなリスク共有のための革新的な金融メカニズム、LCR 投資のための直接的支援等が含まれる。
- ④資源の利用とキャパシティ・ビルディング。これには、グリーン技術のための R&D、LCR イノベーションを支援するための人的・制度的キャパシティ・ビルディング、モ

ニタリングと執行、気候リスク、脆弱性評価キャパシティ等が含まれる。

- ⑤情報や教育政策のようなグリーンなビジネスや消費者行動を推進するプラクティスの奨励。これには、企業及び消費者の認識、気候変動に関する企業報告、情報政策、アウトリーチ等が含まれる。

また、民間企業の観点では、上記の各枠組みは、投資機会の存在、投資収益の拡大と投資コストの軽減、投資家が直面するリスクという、3つの条件に影響を及ぼすとしているが、これを各国政府や民間企業にとって分かりやすく表したチェックリスト案が表2である。OECDは、このような枠組み自体を政策の処方箋ではなく、政策の決定ツールとして利用できる分析として捉えるべきであるとしている。このことから、明記こそされていないものの、これはPFIの理念に限りなく近づけているのではないかと考えられる。

表2 「グリーン投資に向けた政策枠組み」のチェックリスト案

Policy checklist for action	Impact on attractiveness for private sector LCR investment			
	Create a market, boost opportunities	Increase return		Reduce risk
		Revenues	Reduce Costs	
<b>1. Strategic goal setting and policy alignment</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Goal-setting and strategic planning, including infrastructure planning</li> <li>• Multilevel governance to align policies and engage stakeholders</li> </ul>	X			X
<b>2. Enabling policies and incentives for LCR investment</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Policies to enable and mobilise private investment</li> <li>• Open and competitive markets to green trade and investment</li> <li>• Provide market incentives for low-carbon, resilient investment</li> <li>• Regulatory policies to create markets and remove investment barriers to investment, public procurement</li> </ul>	X		X	X (policy) X X (regulatory, technology)
<b>3. Financial policies and instruments</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Ensure a financial regulatory framework conducive to LCR investment</li> <li>• Innovative financial tools and instruments to reduce risk or increase market liquidity</li> <li>• Transitional direct support for LCR investment</li> </ul>	X	X	X	X (regulatory) X (financial)
<b>4. Harnessing resources and building capacity for a LCR economy</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Foster innovation with R&amp;D policies</li> <li>• Training and human capacity</li> <li>• Administrative capacity for assessment, monitoring and enforcement</li> <li>• Climate risk and vulnerability assessment</li> </ul>	X		X	X (technology) X (operational)
<b>5. Promoting green business and consumer behaviour</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Promote responsible business in support of a green economy</li> <li>• Information, education and public awareness policies</li> </ul>	X		X	

出所：OECD (2012a)

実は、2012年5月のOECD閣僚理事会で採択された「OECD開発戦略(OECD Strategy on Development)」において、その具体的実施案の中の一つとしてPFIが挙げられており<sup>30)</sup>、これまでの途上国におけるPFI実施経験を踏まえて、より開発に効果的に資するよう、その2013~14年での見直しが提案されているが、グリーン成長の重要性も明らかにされていることから、その議論の焦点は、PFIに環境分野が新たに評価項目として加わるかどうかになる可能性が強い<sup>31)</sup>。その伏線として、既に述べたブルキナファソに対する投資政策レビューでPFIが利用された中で、環境分野が試行的に加わったことが挙げられる。その進捗状況が評価されたときの設問は以下のとおりであるが、農業投資という特定部門に絞ってのレビューであったため、農業に関連した表現ぶりが見られる。仮に、これをPFIの評価項目に加える場合には、「グリーン投資に向けた政策枠組み」の内容と平仄を合せながら、より一般化させた設問を策定することが求められる。

- ①環境政策とその他の政策分野での相互作用は、どのように組織され調整されているか。  
政府は、農業政策の競争力を強化させようとする中で、環境に優しい生産へのコミットメントを表明するのか。政府レベルの天然資源の管理能力をどのように強化させるのか。
- ②一般的には農業団体、特に小規模農家にとって、よりクリーンな技術へのアクセスを促進するための政策は何か。その施行・支援のメカニズムはどのようなものか。
- ③R&D政策・制度をどのように一国の環境政策に組み込んでいくのか。
- ④政府は、エネルギー政策を策定する中で、農業部門からのニーズをどのように考慮に入れるのか。
- ⑤著しい天候の変動からの影響を軽減するための何らかのメカニズムは存在するのか。

## 第4章 UNCTADのアプローチとの比較・検討

### 1. UNCTADによる投資政策アプローチ

ここでは、数多くの国際機関が存在する中で、OECDと同じく投資環境改善の支援に定評のあるUNCTADの動向を見る。既に述べたとおり、PFI策定の経緯から、OECDはUNCTAD<sup>32)</sup>との間で、投資分野における協力関係を構築しており、世界銀行とともに、UNCTADはOECDによる「国際投資グローバル・フォーラム」の共催者にもなっていたり、2009年以降、G20諸国の貿易・投資措置のモニタリング報告書についても、OECDとUNCTADが共同で担当したりしている。

そのようなUNCTADも、途上国の投資環境改善に対する実績を多く有しているが、代表的なものとして、OECDと同様、投資政策レビュー (Investment Policy Review) がある。UNCTADのウェブサイト ([www.unctad.org/ipr](http://www.unctad.org/ipr)) によれば、投資政策レビューは、FDIの増加及びそれによるメリットの最大化を志向しつつ、各国のFDIに関する法律、規制、制度的枠組みを客観的に評価するものであり、同レビューには、FDI参入・設立、待遇、投資保護、税制、ビジネス環境、産業部門別の規制等の分野が含まれる。現在、UNCTADの投資政策レビューは26の途上国<sup>33)</sup> に対して実施した実績を持ち、これらは途上国からの要望に応じて実施され、いずれも各国のオーナーシップを促しつつ、ピア・レビューを通じて、他の国々との間で、政策上の経験を共有するというアプローチに基づいている。

そして、投資政策レビューでは政策上の勧告 (recommendation) が出されるが、それを受けて、レビュー対象国から、そのフォローアップとして、UNCTADに対して技術協力支援を要請されることが多い。これまでの実績では、以下のような分野でフォローアップ支援が行われた。

- ・ FDIを国家開発戦略に統合させるためのアドバイザー支援
- ・ 外国投資法の制定・修正
- ・ 国会及び省庁の投資トピックへの認識向上のための支援
- ・ 出入国管理業務のベンチマーク化及びベスト・プラクティスに関するアドバイス
- ・ 産業別戦略
- ・ 投資促進・円滑化政策の調整
- ・ 財政上のインセンティブ制度の包括的レビュー
- ・ 制度的改革
- ・ 二国間投資協定 (BIT) 交渉、投資促進、投資目標、顧客憲章に関するトレーニング
- ・ 投資促進・円滑化のベスト・プラクティスを目指すための対策を記した青書作成

最近になると、UNCTADはWorld Investment Report 2012を公開し<sup>34)</sup>、新しい世代においては、包摂した成長と持続可能な開発を重視しながら、投資を誘致し、投資からベネフィットを得ることで、より好ましい投資環境を構築・維持することが重要であると述べ、独自に「持続可能な開発に資する投資の政策枠組み (IPFSD: Investment Policy Framework for Sustainable Development)」を打ち出した。ここでは、(i) 投資政策立案のための重要原則、(ii) 国別投資政策ガイドライン、(iii) 国際投資協定 (IIAs) の締結と活用に向けたオプション、の3つを提示している。まず、(i) は、①持続可能な開発のための投資、

②政策一貫性、③公的ガバナンス・制度、④ダイナミックな政策立案、⑤均衡のとれた権利・義務、⑥規制する権利、⑦投資の開放性、⑧投資保護・待遇、⑨投資促進・円滑化、⑩コーポレート・ガバナンスと責任、⑪国際協力、の 11 項目から構成されている。それに続く (ii) では、(i) を踏まえて、世界の投資政策の動向から導き出しうる 3 つの課題として、①投資政策の開発戦略への統合、②持続可能な開発目標の投資政策への編入、③投資政策の妥当性と効率性の確保、を挙げており、それぞれの課題において、政策立案において必要とされるオプションが述べられている<sup>35)</sup>。さらに、(iii) では、IIAs の取扱いに関し、① IIAs をより持続可能な開発にフレンドリーなものとするための既存・共通の条項（保護政策、国家責任の制限等）の調整、②持続可能な開発目標を含めた新しい条項（投資家の権利と責任のバランス、責任ある投資、投資国支援の強化等）の追加、③後発途上国のための特別かつ差異のある待遇の導入（国の開発段階に応じた義務水準の調整等）、の 3 つが挙げられている。

## 2. UNCTAD のアプローチとの比較・検討

以上を踏まえて、ここで、OECD と UNCTAD の投資政策のアプローチを比較・検討してみよう。まず、PFI でも IPFSD でも、各国が開発を遂行するにあたり、より長期的な視点で、持続可能な開発に資する投資政策を遂行することを世界的な潮流とするべきであるという点では、両者とも似たような理念・認識を持っている。また、両者の投資政策レビューとも、対象国のオーナーシップに基づき、他国との間でのピア・レビューを通じて、政策上の経験を共有しながら、投資環境を客観的に評価するというスタンスが見られる。

ただ、そもそも、OECD は国連機関でもなく開発援助機関でもない、いわばシンクタンク的な国際機関であるのに対し、UNCTAD は、南北問題を解決するべく、途上国の開発を促進するために国連が設置した補助機関であることから、明らかに開発援助機関であると考えられる点には注意を要する。実は、このような違いが投資政策のアプローチにも表れている。まず、OECD の PFI を活用した投資政策レビューは、投資政策や投資促進・円滑化のほか、貿易、競争、租税、人的資源開発など、投資に付随する周辺分野も含めた包括的な観点に立ちながらも、各評価分野を詳細に検討している。一方、UNCTAD で既に行われたレビューの概要を見る限り<sup>36)</sup>、税制等も含まれてはいるが、投資政策と投資促進・円滑化に力点が置かれる傾向にある。ただ、UNCTAD の場合は、開発援助機関としての特徴から、投資政策レビューを実施した結果、フォローアップが必要な各論的分野に対し、技

術協力支援も行っている。このアプローチは OECD にはない点である。

また、PFI を用いた OECD の投資政策レビューは、全てがそうではないものの、各国政府が政治的にコミットすべき国際投資基準である「OECD 国際投資・多国籍企業宣言」への参加のための審査で用いられることがある。一方、繰返しになるが、UNCTAD の投資政策レビューは、投資環境評価に加えて、そのフォローアップのための技術協力支援を行うことも念頭においているため、一貫して、途上国の開発を支援するための手段として活用されると考えられる。

さらに、IPFSD は、上で述べたとおり、目指す方向性に対する理念・認識は OECD と共通した部分が見られ、公的ガバナンス、コーポレート・ガバナンス、租税、競争など、投資環境に付随する周辺分野も確かに含まれてはいるが、「投資政策立案のための重要原則」や「IIAs の締結と活用に向けたオプション」等を示している以上、あくまでも投資政策に必要な要素が中心的に網羅されていると考えられる。特に、IIAs に関しては、PFI では、「1. 投資政策」にその関連設問がいくつか挙げられている (Appendix を参照) が、IPFSD では、明示的かつ個別的に IIAs のための政策オプションを提示している点についても、両者間で位置付けが異なっていることが理解できる。

以上、OECD と UNCTAD の間には、投資政策のアプローチに関し、共通点もある一方で、相違点もあることに注意しなければならない。筆者が考えるところ、例えば、OECD は、正に PFI が持つ特徴を活かし、幅広い関連分野で投資環境を詳細かつ客観的に評価し、さらに、その分野の評価において、投資以外の他の OECD 委員会からの参加や協力が得られることを大きな強みとしている。特に、後者は UNCTAD との重要な相違点である。一方、UNCTAD は、従来からの投資政策レビューでも、新しい枠組みである IPFSD でも、投資政策に力点を置いているので、IIAs など各論的分野に対する技術支援協力を中心にリソースを活用することを特徴にしているように考えられる。このことから、それぞれが相応の役割分担を定め、強みを効率的に発揮させながら、両者間での業務の重複を避け、途上国の投資環境改善の支援における協力関係を築いていくことが今後の課題になってくると思われる。

## 第5章 PFI の東南アジア諸国への適用

### 1. OECD による東南アジア諸国へのアウトリーチ活動

ここでは、PFI が東南アジア諸国<sup>37)</sup>に適用された事例を検討するが、その前に、OECD

が、加盟国ではない同諸国にどのようなアウトリーチ活動を行っているかについて、その経緯と現状を見ていきたい。

既に述べたとおり、投資政策レビューを通じ、PFI はあらゆる途上国で用いられてきたが、アジア諸国については、インド、インドネシア、中国、ベトナムの4カ国に対し、投資政策レビューが実施された。この中で、東南アジア諸国はインドネシアとベトナムであるが、前者は、ブラジル、中国、インド、南アフリカとともに、OECD が2007年の閣僚理事会で関与強化 (enhanced engagement) の対象<sup>38)</sup>とした国々であり、後者は、その経済的重要性に鑑み、東南アジアを戦略的利益のある地域 (region of strategic interest) と指定したため、OECD にとっては、いずれも重要性の高い非加盟国である。このような経緯から、OECD は東南アジア諸国に対し、最近、投資分野でも積極的にアウトリーチ活動を行っており、また、これらはOECD加盟国による任意拠出金によって実施されるが、その重要性に鑑み、日本が財政的に負担しているケースも少なくない<sup>39)</sup>。以下で見るように、OECD は、東南アジア諸国に対して、PFI を活用した投資政策レビューを実施できるよう、あるいは、投資関連分野での協力強化を目指すべく、さまざまな普及活動に努めてきていることが窺える。

これまでの主な実績としては、まず、各国に対する投資政策レビューについては、後で述べるように、2009年にベトナム(日本及び豪州が支援)、2010年にインドネシア(OECD一般経費で充当)に対し、それぞれ実施されたことが挙げられる。それに続き、マレーシアがPFIによる同レビューを希望したことを受けて、日本に加えて、豪州及びニュージーランドの財政的支援を通じて、2013年初頭の実施が予定されている。また、フィリピンとミャンマーもPFIによる同レビューに関心を示し、2012年7月、OECDは、それぞれの政府との間で、実施に向けた協議を行い、準備を進めている<sup>40)</sup>。

一方、多国間のプロジェクトには、2009年11月にタイ・バンコクで実施された「企業責任に関するアジア地域会議」がある。これは、OECDと国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)との共催で開催され、①OECD及びアジア諸国において責任ある企業行動(RBC)を推進するための政府、民間企業、その他のステークホルダーのそれぞれの役割を明確にする、②OECD及びアジア諸国の民間企業がいかにRBCへの取組みに関与していくかを確かな経験から学び、いかにRBCのビジネス事例が強化されうるかを議論する、③RBCを推進する際の主導的かつ国際的な企業責任イニシアティブの役割を議論する、の3点を目的としたもので、さまざまなステークホルダーの参加が見られ、活発な議論が繰り

広げられた<sup>41)</sup>。

このほか、2010年11月にはインドネシア・ジャカルタで「ASEAN・OECD 投資政策会議」<sup>42)</sup>が開催され、各国政府、国際機関、アカデミア、民間企業等の出席を得つつ、①投資政策改革の経験の共有、②より良い投資環境の実現のための方策、③東南アジアにおける国際投資協定の役割、の3点を中心に議論した。ここでは、各国政府や関連機関より報告があったほか、OECD事務局からPFIの概要と普及状況、インドネシア政府からPFIを活用した投資政策レビュー(後で詳述)の経験について、それぞれ説明があった。また、国際協力機構(JICA)より、カンボジアに対するODA案件で、同国の投資誘致窓口の機能強化調査を行うことを決定したが<sup>43)</sup>、その際、PFIの「投資促進・円滑化」の評価項目を使いつつ、同国の開発評議会における現状と課題を調査した旨の報告もあった。

さらに、最近、メコン地域諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム)の経済的重要性の高まりを受けて、2012年3月には、カンボジア・プノンペンで「OECD大メコン圏投資政策フォーラム」<sup>44)</sup>が開催され、各国政府、国際機関、民間企業等が出席する中、①メコン地域の投資動向、②投資環境改善の展望、③農業における責任ある企業行動、の3点を中心に議論が繰り広げられた。ここでも、OECD事務局からPFIのメリットが強調され、PFIがメコン諸国の投資環境改善の手助けになりうることが確認されている。

## 2. 東南アジア諸国の投資政策レビュー

### (1) 投資政策レビューの重要性

ここでは、OECDが既に実施した東南アジア諸国(ベトナム、インドネシア)に対する投資政策レビューの概要を見るが、その前に、そもそも、東南アジア諸国にとって、どの程度投資環境改善の余地があるかを知ることで、OECD投資政策レビューの重要性を明らかにしたい。

これについては、世界銀行が2003年以降毎年公表している、あらゆる関連分野から、世界各国(183か国・地域)のビジネス環境をランク付けしているDoing Businessの2012年版の指標を見ることで検討する。上記分野は、①事業立ち上げ(starting a business)、②建設認可取得(dealing with construction permits)、③電力確保(getting electricity)、④登記(registering property)、⑤信用取得(getting credit)、⑥投資家保護(protecting investors)、⑦徴税(paying taxes)、⑧通関(trading across borders)、⑨契約執行(enforcing contracts)、⑩破産処理(resolving insolvency)の10分野であり、ほぼ全てが投資環境に

表 3 アジア太平洋諸国・地域の Doing Business 2012 ランキング

シンガポール	香港	ニュージーランド	韓国	豪州	タイ	マレーシア	日本	台湾	ブルネイ
1	2	3	8	15	17	18	20	25	83
スリランカ	中国	ベトナム	パキスタン	バングラデシュ	インドネシア	インド	フィリピン	カンボジア	ラオス
89	91	98	105	122	129	132	136	138	165

出所：World Bank (2012)

必要な要素となっている。そこで、これら全ての分野を統合させた指標で、ミャンマーを除く ASEAN9 か国を含めたアジア太平洋諸国・地域のランク付けの結果は、表 3 のとおりである。

この中で、ASEAN 主要諸国の動向を見てみると、一人当たり所得水準が先進国並みであるシンガポールが第 1 位、ASEAN の中で工業化を通じた経済発展を比較的早い段階で進めてきたタイとマレーシアがそれぞれ第 17 位、第 18 位となっており、いずれも上位を占め、ビジネス環境がより良く評価されていることが伺える。一方、以下で投資政策レビューの事例を挙げるベトナムとインドネシアはそれぞれ第 98 位、第 129 位であり、フィリピン、カンボジア、ラオスがそれらよりもさらに低位に留まっており、調査対象国が 183 カ国・地域であることを考えると、特に、これら 5 カ国のランキングは決して高いとは言えず、投資環境改善の余地が非常に大きいと思われる。

また、この Doing Business の構成分野自体に着目すれば、OECD の PFI の評価分野と重複するものも多いが、これはあくまでも世界中のビジネス環境をランク付けしつつ、客観的にその動向を理解するためのものであり<sup>45)</sup>、世界各国のビジネス環境を詳細に評価するものとは異なると思われる。この点で言えば、PFI による OECD の投資政策レビューは、政策当局が優先順位を特定するために、10 分野についてそれぞれ適切な質問を行い、投資環境を詳細に評価することで、効果的な政策を開発できるように促すことを主眼としているため、Doing Business の結果を補完的にフォローするという強みをも持ち合わせていると考えられる。

以上より、東南アジア諸国、とりわけ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ラオスに対し、OECD が PFI を活用した投資政策レビューを実施することに重要性を十分見出せることが理解できる。

## (2) ベトナム<sup>46)</sup> の事例

最初に 2009 年に公開されたベトナムのレビューを検討する。実は、同国に対する投資政

策レビューは、2006年にPFIが策定された後に最初に行われたパイロット事業でもある。実際のレビューにおいては、ベトナムは、20年も経たないうちに、閉鎖的な経済体制から脱却した後、法的枠組みを整備しつつ、経済成長に貢献する民間投資を動員する政策を実行したことで、国民の繁栄は目覚ましいものがあるが、同国の経済改革では、依然として進展の余地があるとしている。また、PFIの中で、投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争政策、租税政策、インフラと金融部門の整備の6分野を利用しつつ、投資環境評価を行った上で、OECDは、さらなる政策改善の余地があるものとして、主に、①国内外投資家に対する投資認可手続きの簡素化、②中央・地方政府間での意思疎通と調整、③中小企業やその他の投資家にとってアクセスが容易になるような土地市場改革、④知的財産権の違反に対する効果的な改善手段の施行、⑤競争当局の強化、⑥ビジネス・サービスに関連する法的・金融的分野等におけるWTOコミットメントの完全遂行の確保、⑦租税制度やその他の投資インセンティブ体制の統一化、の7点を提言している。

同レビューは、2008年3月にパリで開催されたOECDの「国際投資グローバル・フォーラム」や、2010年4月に東京で開催された「アジアの投資の政策枠組みに関するアジア開発銀行研究所(ADB)・OECDラウンドテーブル」<sup>47)</sup>でも公表され、アジアを中心とした多くの途上国から注目された。

さらに、Vo Hong Phuc 同国計画投資大臣は、PFIに基づいた投資政策評価は、新たな投資政策に向けての努力の結果であり、ベトナムとOECDの協力が将来も拡大し続けることが我々の希望であると述べており<sup>48)</sup>、同レビューを好意的に評価している。一方、在ベトナム日本大使やOECD日本政府代表部大使を歴任した服部則夫氏は、PFIの一定の貢献を評価した上で、投資政策においては、理論と現実には矛盾があることも認識しなければならず、国によって問題は異なるため、tailor-madeな政策の処方箋が作成されるべきである、また、それ故、途上国自身のオーナーシップや決定権が不可欠であると述べている<sup>49)</sup>。

### (3) インドネシア<sup>50)</sup>の事例

次に、OECDにとって関与強化国の一つでもあるインドネシアに対して2010年に実施されたレビューを見てみる。同レビューでは、インドネシアは、1997～98年のアジア通貨危機後の政治・経済改革の達成ぶりが目覚ましく、産業別の投資自由化や投資紛争に関する法制度構築等を通じて、投資環境改善に向けた取組みにも積極的である、また、近年では、FDIも増加傾向にあるだけでなく、業種の多様化も進んでいると評価している。

一方、PFIの投資政策、投資促進・円滑化、競争政策、インフラと金融部門の整備、公的

ガバナンスの 5 分野で詳細に投資環境を評価し、その他の分野では、簡略化した形で諸政策が分析された結果、OECD は、インドネシアに対し、以下の 14 項目において、改革の余地があるとして提言している。

- ①政治と法律の整合性の確保に向けたさらなる努力
- ②外国投資に対する規制緩和の継続
- ③「2010～14 年中期開発計画」にも見られるようなビジネス認可の簡素化の継続
- ④投資家や地方の投資促進当局との対話を強化するためのインドネシア投資調整庁 (BKPM) の役割の拡大
- ⑤ BKPM のウェブサイトの改善
- ⑥後方連関の発展や FDI の地方経済への技術移転を容易にするための政策の開発
- ⑦ネットワーク部門の規制強化
- ⑧投資インセンティブが歪みなく透明で広く適用されることの確保
- ⑨省庁間の調整・改革を促進するための制度的アレンジメント
- ⑩外国投資報告の改善
- ⑪破産処理のための制度レビュー
- ⑫担保登録システムの設置の検討
- ⑬責任ある企業行動の国際的基準を遵守するための国内外企業への奨励
- ⑭ OECD による競争政策のさらなる詳細評価の施行

同レビューは、OECD とインドネシア財務省の共催により、2010 年 11 月にジャカルタで開催された公開イベントで発表され、また、上で述べたとおり、その直後、同じくジャカルタで開催された「ASEAN・OECD 投資政策会議」でも、PFI を活用した同レビューの実施経験が報告されているように、同国の強いオーナーシップと広報戦略の充実化が窺える<sup>51)</sup>。さらに、筆者の知る限り、同国財務省が投資政策レビューのフォローアップに関心を示したことにより、それも兼ねて、2012 年中には、同じく OECD で規制改革レビュー (OECD Review of Regulatory Reform in Indonesia) の実施が予定されている。ここでは、競争や市場開放のための改革や地方分権化等が焦点になるほか、官民協調 (PPP) を含めたインフラ投資のための政策枠組みも主要テーマになるなど、投資に関連した政策もレビューすることとなっている。

### 3. 東南アジア諸国へのアウトリーチ活動における課題

以上を踏まえれば、OECDは、東南アジア諸国へのアウトリーチ活動を積極化させ、PFIの普及も着実に進展していると言えよう。一方、PFIを用いたOECD投資政策レビューを実際に受けたベトナムもインドネシアも、レビューに対しては概ね好意的に捉えており、多国間の会議等でも、その概要を報告することで、他の東南アジア諸国にも普及させようとしている。今後も、上で述べたような取組みが継続されることが期待されるが、ここで、筆者としては、これまでの知識・経験も踏まえて、OECDが投資分野で東南アジア諸国に対してアプローチする際の今後の課題を述べることにしたい。

それを考える際に注目すべきなのは、既に述べたとおり、PFIを用いたレビューは、非加盟国に対しても開放されている国際投資基準である「OECD国際投資・多国籍企業宣言」(以下、「宣言」)の参加のための審査で利用されることがあり、10の非加盟国が参加しているが<sup>52)</sup>、まだ東南アジア諸国が参加しておらず、希望を表明している国もないという点である。「宣言」に参加した国々は、特に、自国内で事業を行う外国企業に対し、国内企業より不利な扱いをしないことをコミットするという内国民待遇インストルメント (NTI) を遵守することになるが、これによって、外国投資家に対する透明性ととも、国内外企業における公正な競争条件、いわゆるレベル・プレーイング・フィールドが醸成されることが期待される。また、東南アジア諸国の場合、FDIの担い手の多くは、OECD加盟国(日本、米国、欧州等)であるため、仮に、同諸国が「宣言」に参加すれば、国際的に認知された投資基準に則った政策が実施されており、健全に企業活動を運営できるという安心感を投資家に与えるため、FDIの流入が促進される契機にもなる可能性がある。要するに、OECDとしては、戦略的利益のある地域の東南アジアに対し、投資環境改善を志向しつつ、レベル・プレーイング・フィールド確保の観点からも、これらの国々の「宣言」参加を促していくことに妥当性を見出しうるのではないか。

一方、一般的に、東南アジア諸国を含む途上国の場合、国家の産業政策や安全保障上の理由により、外国投資に対し規制的な措置を講じている場合が多く、例えば、インドネシアの投資政策の場合でも、①外資・内資共に参入全面禁止、②外資全面参入禁止、③地元企業との合弁形態で外資に開放、④条件付きで開放、の4つのカテゴリーで、外資規制対象分野(ネガティブ・リスト)が提示されており、多くの分野で規制されていることが窺える(OECD(2010))。そのため、OECDの「宣言」が求めるNTIを遵守するのは厳しいと考えられることも少なくない。

実際、筆者が OECD 日本政府代表部に勤務していた折、OECD 対外関係委員会のインドネシア非公式会合に参加した Dian Ediana Rae 同国中央銀行ロンドン事務所代表に対し、同国の「宣言」参加の可能性につき聴取したところ、先方は、「宣言」自体は良い枠組みであり、本国関係者も興味を持っていると思われるものの、やはり、国内には投資分野で改革すべき優先課題が山積しているとともに、過去に WTO、国際決済銀行（BIS）等の他の国際機関が提供する各種インストルメントに参加した際にも、それに伴う国内改革で相当苦労した経緯があるので、「宣言」の参加には慎重にならざるを得ないと述べていた<sup>53)</sup>。確かに、「宣言」の一要素である NTI は、資本自由化の例外を新たに導入しないことを 1988 年に誓約している経緯があり、自由化の standstill がかかっているため<sup>54)</sup>、インドネシアを含めて、東南アジア諸国にとって厳しいものであると捉えられるのも無理もない。

また、筆者の経験から言えば、その根底には、インストルメントに則って議論を重ねることにより、いわゆる「先進国基準」を醸成していく OECD に対して、東南アジア諸国が固定観念や先入観を持ちつつ、「金持ちクラブ (rich men's club)」もしくは「政策提言を強制してくる機関」として批判し、その影響力を排除しようとするスタンスを持っているからではないかとも考えられる<sup>55)</sup>。現時点では、筆者の知る限り、2006 年頃、OECD 事務局に対し、マレーシアが「宣言」参加に関心がある旨表明したが、その後、同国内部の調整に難航を極め、右議論は消滅してしまった経緯があったほかは、東南アジア諸国の中で、「宣言」参加を表明したり、関心を持っていたりする国はない。

他方、NTI は法的拘束力を有さない自発的な約束 (voluntary undertaking) に過ぎず、設立後のみの外資系企業に対する待遇を定めている点には注目すべきである<sup>56)</sup>。そして、外国企業に対する規制など、内国民待遇の例外があった場合には、OECD 理事会の手続的決定(参加国が内国民待遇の例外を通報する義務及びそのフォローアップ手続を規定)は第 1 条で通報義務を規定しており、内国民待遇の例外及び内国民待遇に関わるその他の措置について通報する義務を定めている。通報された各国の措置は、「参加国の外国企業に対する内国民待遇の例外 (Adhering Country Exceptions to National Treatment for Foreign-Controlled Enterprises)」(いわゆる例外リスト)に掲載されている<sup>57)</sup>。また、NTI の例外リストとともに、それ以外の措置で、透明性の観点から通報された措置についても「外国企業に対する内国民待遇：透明性のための措置として報告されたリスト (National Treatment for Foreign-Controlled Enterprises : List of Measures Reported for Transparency)」(いわゆる透明性リスト)として掲載されている<sup>58)</sup>。つまり、仮に、外国投資に対

し規制的な措置があっても、それらを例外リストや透明性リストで公表することが可能となっており、必ずしも自由化一辺倒という訳ではない。

ベトナムとインドネシアも、PFIによる投資政策レビューに対し、好意的な反応を見せていたのは確かであり、今後も、定期的に投資環境評価を行い、自国改革のための行動計画策定のツールとして、また、実施が近々見込まれるマレーシア、関心を示しているフィリピンとミャンマーも含めて、東南アジア諸国に対するPFIによるOECD投資政策レビューが実現していくのは間違いないと思われる。ただ、PFI自体はあくまで投資環境改善のための「手段」に過ぎず、PFIを活用した投資政策レビューの実施のみを促進しても、結局は、東南アジア諸国の投資環境評価が実現できたという「自己満足」のみに終わってしまう恐れがあり、OECDにとっての戦略的利益を見出せない。むしろ、東南アジア諸国の投資環境改善の支援に加えて、OECD諸国が投資しやすい環境を構築するという観点から、PFIを用いた投資政策レビュー実施を今後も定期的に継続させつつ、同諸国による「宣言」参加を当面の目標として、それに向けた具体的な戦略を策定するべきではないかと思われる。そのためには、ASEAN事務局とも協力しつつ、上で述べたような投資政策に関する多国間会議やフォーラムの実施を継続していくことが考えられるが、OECDとしては、その原点に回帰しながら、次に挙げるような戦略を強化していき、東南アジア諸国にアピールするべきであろう。

- ①ベトナムやインドネシアをはじめとして、PFIによるOECD投資政策レビューを実施経験のある国々が主導して、PFIツールが投資環境評価に有益であることを引き続き説明し、その普及に努める。
- ②MENA諸国や中南米諸国のように、既にいくつかの途上国が「宣言」に参加しており、さらに「宣言」への参加申請を行っている国々もあることを説明しつつ、「宣言」は、東南アジア諸国とほぼ同水準の経済発展段階の国々も十分遵守しうる内容であることを強調する。
- ③「宣言」の構成要素であるNTIは、法的拘束力を有さない自発的な約束に過ぎず、設立後のみの外資系企業に対する待遇を定めていることを説明しつつ、例外リストや透明性リストを通じて、外国投資に対する規制措置も掲載・公開することが可能であることを強調する。
- ④「先進国クラブ」という批判はあるものの、OECDは開発援助機関ではなく、対等な立場でベスト・プラクティスを追求しつつ、各国間でピア・レビューを行うという独

特な手法を用いる国際機関であり、途上国に対するアドバイスが中立的であると評価されることが多いことを強調する。また、投資環境改善に付随する他分野（貿易、租税、競争、公的ガバナンス等）の OECD の活動への参加も従う。

- ⑤ ASEAN・OECD 協力関係を強化し、例えば、ASEAN 関連会合が開催されるタイミングで、バック・トゥ・バックで OECD による投資政策に関する会議もアレンジし、東南アジア諸国の政府ハイレベルの関与を従う。

また、このような取組みを強化するプロセスでは、OECD 加盟国の財政的貢献や働きかけも不可欠となるが、東南アジア諸国と経済的関係の深い日本だけではなく、米国や欧州連合 (EU) 諸国にとっても、同諸国への FDI が決して少なくないため<sup>59)</sup>、これらの国々も積極的に関与することが求められると考えられる。

ただ、「宣言」参加のための政策議論にのみ終始することは、OECD が時間と資源を浪費しているのではないかという批判を受ける恐れも否定できないため、東南アジア諸国の持続的開発に資する国内外投資が継続的に拡大していくことを双方で確認していく作業を実施することも併せて重要な課題であると考えられる。これを実現するには、やはり OECD 側の粘り強いアプローチに加えて、東南アジア諸国側の投資環境改善に向けた強いオーナーシップが求められることになるだろう。

## おわりに

本稿を総括すると、まず、第 1 章で、PFI の目的が、安定した経済成長と持続可能な開発を支える民間投資を促進することであり、開発途上国とその国民の繁栄に貢献し、貧困との闘いを支援することを目指していることとされているため、開発戦略を効果的に進める上で民間投資が欠かせないとした 2002 年の国連でのモンテレー合意、そして、それを受けて、翌 2003 年の OECD 閣僚理事会での日本の提案に基づいた「開発のための投資イニシアティブ」の立ち上げの経緯を振り返った。

第 2 章では、PFI 策定の経緯について、専門タスクフォースでの議論や他の国際機関とのパートナーシップ・プロセスの動きを見た後、PFI の概要を述べつつ、各国政府が投資環境の自己評価と、それぞれの状況、開発課題、体制に応じた優先付けを行う際に柔軟な姿勢で取り組むことができるという特徴など、原則や意義について述べた。

それに続く第 3 章では、PFI が OECD における地域投資イニシアティブにおける共通の対話ツールになりつつあったり、PFI をベースとした指標化が行われたりしていること、

PFIを用いた投資政策レビューが自国改革のための行動計画策定のツールとして、いくつかの非加盟国(途上国)で実施されていること、「OECD国際投資・多国籍企業宣言」の参加申請の審査に活用された実績があることなど、PFIの普及状況をサーベイした。また、最近、環境問題が途上国の開発の文脈でも注目されつつあり、低炭素で気候変動の影響に対応可能な経済が志向されているのを受けて、投資の分野でも「グリーン投資に向けた政策枠組み」が策定されつつあり、環境も新たにPFI評価分野に加わる可能性が高いことにも言及した。

第4章では、OECDと同じく、投資環境改善の支援に定評のあるUNCTADのアプローチとの比較・検討を行った。両者とも、より長期的な視点で、持続可能な開発に資する投資政策を遂行することを世界的な潮流とするべきであるとしているが、両者には相違点もある。例えば、OECDのアプローチは、正にPFIが持つ特徴を活かし、幅広い関連分野で投資環境を詳細かつ客観的に評価し、さらに、その分野の評価において、投資以外の他のOECD委員会からの参加や協力が得られることである。一方、UNCTADのアプローチは、従来からの投資政策レビューでも、新しい枠組みであるIPFSDでも、投資政策に力点を置いているので、IIAsなど各論的分野に対する技術支援協力を中心にリソースを活用していくことである。このように、それぞれが相応の役割分担を定めていく必要があるのではないかと問題提起した。

そして、第5章では、PFIがベトナムとインドネシアの投資政策レビューで適用され、いずれも問題点が指摘されたものの、両国とも同レビューを好意的に受け止めているという事例を挙げつつ、PFIの普及を中心として、OECDにとっての戦略的利益のある地域である東南アジア諸国へのアウトリーチ活動の経緯と現状を検討した。これを受けて、PFIによる投資政策レビューだけでなく、同諸国による「OECD国際投資・多国籍企業宣言」への参加の重要性を説き、それを促進するためのありうべき戦略を提示した。

以上を見ると、冒頭でも述べたとおり、本稿のようなトピックが学術的な場で議論されてきたことはあまりないと承知しており、また、UNCTADのアプローチとの比較・検討、日本にとっても経済的に重要性の高い東南アジア諸国との関係性にも言及しているため、本稿を通じて、PFIを中心としたOECDの投資政策アプローチの現状や政策議論を網羅的にサーベイしたことに対し、相応な独創性や社会的な付加価値を見出せるのではないかと思われる。

一方、以下に挙げるとおり、いくつか課題も残った。本稿では、時間や紙幅の関係上、

これらのポイントについて明らかにすることまでは至らなかったが、今後の研究課題としたい。

まず、実際に PFI を活用した OECD 投資政策レビューを行ったベトナムとインドネシアの事例において、いくつか OECD が投資政策上の問題点を指摘し、改革を提言していることがあったが、(OECD 事務局が次回の投資政策レビューで行うと思われるものの、) 筆者としては、両国は実際これらをどの程度実践させたかについて、フォローすべきだったと振り返る。そうすることで、PFI が本当に一国の投資環境評価に有益だったかどうかを推し量ることが可能になるのではないかと思われる。

これについては、現地へ赴き、政府関係者にインタビューを実施することに加え、数値化された各種指標をもっと有効に活用することが求められる。筆者の知る限り、2011 年 12 月、OECD が ASEAN 事務局にミッションを派遣し、今後の東南アジア諸国との投資における協力分野について協議した際、上で述べたとおり、南東欧投資憲章において、PFI を応用させながら、投資環境改革の進捗状況を数値化した IRI<sup>60)</sup> が同諸国で活用されていることに対し、ASEAN 事務局が関心を示した上で、将来的に ASEAN 諸国でも同じような指標を導入できないものかと発言したことが明らかにされている<sup>61)</sup>。これを受けて、OECD は実現に向けて諸々と検討していると考えられるが、筆者としては、東南アジア諸国の投資環境改善に向けた新しいアプローチとして、既存の IRI を吟味した上で、このような数値化された指標をぜひ導入するべきであると思う。なぜならば、これにより、外国投資家にとっては、より客観的に各国の投資環境改善に向けた進捗状況を把握できるし、一方、東南アジア諸国にとっても、投資環境における長所と短所が明確になり、その改善に向けた戦略を立てやすくなるし、PFI による投資政策レビューを実施した場合は、その良いフォローアップにもなりうるからである。

さらに、東南アジア諸国の中で、投資環境改善がより必要であると考えられる ASEAN 後発諸国、とりわけ、カンボジア、ラオス、ミャンマーは、かねてより OECD との接点が少ないため、ミャンマーが PFI に関心を示したことは述べたものの、PFI を活用した投資政策をレビュー実施に向けて、OECD がどのようにアプローチを図るべきかについて、もう少し具体的に精査する必要がある。また、UNCTAD が既にカンボジアとラオスに対して、それぞれ投資政策レビューを実施しているので、これらの内容を検討することも求められるし、そういう事例を知ることで、UNCTAD の投資政策アプローチをより明確にし、OECD のそれとの比較検討を一層具体化させることができるのではないかと思われる。

## 注

- 1) 筆者は、同代表部専門調査員として、OECDにおける国際投資、多国籍企業、主要新興国との関係強化等に関するトピックを担当した。
- 2) 援助倍増や民間資金の重要性以外としては、①債務救済、②貿易、③被援助国の役割、④金融改革の4点が挙げられている。
- 3) 本間 (2009) によれば、2006年時点でのOECD開発援助委員会 (DAC) 加盟国から途上国への資金フローにおける民間資金等とODAとの割合は7対3であるとされている。
- 4) 秋山・大原 (2002) より引用。
- 5) 注5と同じ。
- 6) 藤田 (2012b) より引用。右は、2011年12月、筆者がOECD本部環境局 (Environment Directorate) のエコノミストである北森久美氏 (前職が世界銀行) を往訪した際に、同氏より聞き得た見解によるものである。
- 7) IDEAは、ODAを活用して開発に取り組んできた東アジア諸国が、それまでの開発経験を振り返ることで、今後の一層の開発を達成するために行う意見交換の場である。2002年8月、日本、中国、韓国、ASEANが参加したIDEA閣僚級会合が開催され、その中で、東アジアにおける新しい開発課題とその方向性についての認識を共有し、域内諸国が一体となって開発問題に取り組む意志を表明した。具体的には、開発経験を振り返る中で、①人材育成が開発の鍵となってきた、②貿易と投資の連携が東アジアの経済発展の特色である、③開発という目標に向けて経済改革がエンジンとなり、その過程で、ODAとともに、貿易・投資・金融を総合的に活用していく、の3点がポイントとなった。
- 8) 同イニシアティブについては、あらゆる関連機関のホームページで紹介されているが、当時、在ベトナム日本大使として、その策定に積極的に貢献した服部則夫氏が、OECD日本政府代表部大使として赴任中 (2008~10年)、2009年4月にタイ・バンコクで開催された「第2回OECD東南アジア地域フォーラム」にて、同イニシアティブについて演説を行っている。その演説要旨 (Hattori (2009)) は下記のOECDホームページにて閲覧できる。  
[http://www.oecd.org/document/39/0,3746,en\\_21571361\\_41771016\\_41800871\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/39/0,3746,en_21571361_41771016_41800871_1_1_1_1,00.html)
- 9) 同イニシアティブの作業に関しては、その後、2005年の「国連ミレニアム宣言およびモンテレー合意のフォローアップのためのOECD声明」の中でも支持が表明された。
- 10) OECDタスクフォースの各会合に参加した主な非加盟国・地域は、アルゼンチン、バーレーン、ブラジル、チリ、中国、台湾、エジプト、エストニア、インド、インドネシア、イスラエル、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、マレーシア、モロッコ、モザンビーク、パキスタン、フィリピン、ルーマニア、ロシア、セネガル、スロベニア、南アフリカ、タンザニア、ベトナムの26カ国・地域である。同タスクフォースは、このほか、関係非加盟国・地域全てに門戸を開放していた。
- 11) その他のOECD関連組織は、開発援助委員会 (DAC)、貿易委員会、競争委員会、租税委員会、コーポレート・ガバナンス運営委員会、教育委員会、雇用労働社会問題委員会、国際商取引における汚職作業部会、公共ガバナンス委員会である。
- 12) OECDは、1962年から、加盟国の労働組合を構成員とするTUACと、民間経済団体を構成員とするBIACとの協議を開催してきた。例年、OECDとTUAC、BIACそれぞれとの協議 (リエゾン委員会)

が開催されるほか、OECD の各委員会との間でも必要に応じて協議を行い、労働団体と経済団体の意見をインプットしている。

- 13) 詳しくは OECD (2006c) を参照されたい。
- 14) 本文については、OECD (2006a) より適宜引用。
- 15) PFI の評価分野別のチェックリストは以下の OECD ホームページより閲覧可能である。  
<http://www.oecd.org/daf/investment/pfi>
- 16) 本文については、本間 (2009) 及び OECD (2006a) を適宜引用。
- 17) これに関連して、OECD では、開発のための政策一貫性 (PCD : Policy Coherence for Development) が 1990 年代から議論されたことがあり、2002 年の閣僚理事会コミュニケでもその重要性が言及されている。PCD とは、ドナー国の援助政策以外の政策 (例：貿易、移民、農業政策等) が援助政策の目的達成を補完している、または負の影響を与えないように調整されているかを測るものであり、OECD の主要な開発理念の一角を成している。
- 18) これらのイニシアティブは、OECD 加盟国による分担金として賄っている一般経費の予算 (パート I 予算) ではなく、関心を有する加盟国による任意拠出金 (voluntary contribution) によって運営されている。我が国は、MENA・OECD 投資プログラム及び NEPAD・OECD アフリカ投資イニシアティブを支援している。
- 19) IRI は、PFI の分野を網羅しつつ、①投資政策・円滑化、②人的資源開発、③貿易政策・円滑化、④ファイナンスへのアクセス、⑤規制改革・国会プロセス、⑥租税政策、⑦インフラ投資・中小企業政策、の 7 分野に関連する 100 以上の項目について、それぞれの改革進展の度合いを指標化 (1~5 の 5 段階) しつつ、南東欧各国の投資改革の進捗状況を客観的に示したものの。
- 20) BCDS で用いる指標は、①ビジネス運営環境 (投資政策・推進、民営化政策、租税政策・行政、貿易政策・円滑化、ビジネス規制、中小企業政策・推進)、②法の支配 (腐敗防止、コーポレート・ガバナンス、ビジネス法)、③市場要素 (インフラ政策、人的資源開発、金融市場開発) に関する項目で構成されている。これまで、エジプトとモロッコに対して、BCDS による投資環境の自己審査が行われている。
- 21) アフリカ自身によるアフリカ開発を促すべく、NEPAD が 2001 年にアフリカ連合 (AU) 総会で採択された後、03 年に OECD との間で投資に関する協力関係に合意した。そして、「開発のための投資イニシアティブ」の成果をアフリカで展開することを念頭に置き、05 年の OECD 閣僚理事会において、日本政府より、同イニシアティブが提唱され、06 年末に開始された。同イニシアティブは、G8 サミットでもアフリカ開発会議 (TICAD) でも政策的支持を得ている。
- 22) APRM は、アフリカ各国が政治・経済・民間企業活動 (コーポレート) におけるガバナンスについて相互に評価し、経験を共有し合うためのメカニズムのことであり、2002 年より開始された。ガバナンスの向上を重視する NEPAD の重要な柱の一つでもあり、国際社会も NEPAD の進捗を測るメルクマールとして、また、アフリカ諸国のガバナンス向上への取組強化を促すメカニズムとして注目している。
- 23) 2012 年 7 月現在、「OECD 国際投資・多国籍企業宣言」に参加している非加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、エジプト、ラトヴィア、リトアニア、モロッコ、ルーマニア、ペルー、チュニジアの 10 カ国であり、アジアの非加盟国は参加していない。後で述べるように、筆者の知る限り、

- 現時点では、2006年頃にマレーシアが関心を示したほかは、アジア諸国の中で、「宣言」参加を表明したり、関心を持っていたりする国はない。
- 24) 「OECD 多国籍企業行動指針」とそのアジア諸国への普及状況については、藤田 (2012a) に詳述されている。
- 25) 詳しくは、OCDE (2012) を参照されたい。
- 26) Kalinova, etc. (2010) によれば、FDI 制限指標は、12 産業（農業・林業・漁業・鉱物・採石業、製造業、電力業、建設業、流通業、運輸業、ホテル・飲食業、情報通信業、金融業、専門サービス業、不動産業）における所有権、審査、認可、その他の制限措置の実態に基づいて数値化したもので、0 (FDI に完全に開放的) ～1 (FDI に完全に閉鎖的) の値を取るとされている。
- 27) 詳しくは OECD (2011b) を参照されたい。
- 28) OECD (2012a) では、LCR インフラの定義付けに関し、その選択肢によって、気候変動に対する企業や人々の脆弱性ととも、サービス供給（例：水、電力、移動、商品取引、衛生）時の温室効果ガスの強度が影響を受ける可能性があるとした上で、LCR インフラは、運輸・エネルギー等の分野において、温室効果ガスの排出を軽減するか、気候変動への対応を支援するものと定義している。なお、右文書は、OECD 本部開発センター参事官である深作喜一郎氏より入手したものであるが、OECD 金融企業局 (Directorate for Financial and Enterprise Affairs) 及び環境局 (Environment Directorate) が 2012 年 6 月 18 日に作成した OECD 関係者向け文書 (COM/DAF/INV/ENV/EPOC(2011)4/REV1) である。
- 29) OECD (2012a) より適宜引用。
- 30) 詳しくは OECD (2012b) を参照されたい。
- 31) 2012 年 5 月に外務省経済局国際経済課 (OECD 担当) の松村一課長補佐より聴取。
- 32) UNCTAD は 1964 年に設立された国際機関で、開発と貿易、資金、技術、投資及び持続可能な開発の分野における相互に関連する問題を統合して取扱うための国連の中心的な場である。その目的は、途上国の貿易、投資、開発の機会を最大化し、グローバリゼーションから生じる問題に直面する途上国を支援し、対等な立場で世界経済へ統合することである。主な活動内容は、①政府間会合 (4 年に 1 度の総会及び年に 1 度の貿易開発理事会をはじめとして、コンセンサス形成のための様々な意見交換の場を設けている)、②調査研究及び政策分析 (年に 1 回、World Investment Report をはじめとした各種報告書を出版するほか、出版物多数あり)、③技術協力 (貿易、投資、金融等様々な分野における開発途上国の能力向上のための技術支援プロジェクトを実施) の 3 つである。UNCTAD 本部はスイス・ジュネーブ、事務局長はスパチャイ元 WTO 事務局長 (タイ出身)、職員数 (2011 年 8 月時点) は約 400 名 (邦人職員は 10 名)。
- 33) 2012 年 7 月時点で、UNCTAD は、アルジェリア、ベラルーシ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、ガーナ、グアテマラ、ケニア、ラオス、レソト、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、ネパール、ナイジェリア、ペルー、ルワンダ、シエラレオネ、スリランカ、タンザニア、ウガンダ、ウズベキスタン、ベトナム、ザンビアの 26 カ国に対して、投資政策レビューを実施した。
- 34) 詳しくは UNCTAD (2012) を参照されたい。
- 35) より具体的には、(ii) の①では、戦略的な投資優先分野、人的資源開発・インフラ・技術移転・企業

- 開発等での生産的なキャパシティ・ビルディングのための政策一貫性、センシティブ産業の保護など、②では、設立、待遇、投資保護、投資促進・円滑化、投資家責任、責任ある投資（農業投資を含む）、持続可能な開発のためのインセンティブ、租税回避・反競争的行動・労働基準・環境インパクト等のマイナス効果の最小限化など、③では、公的ガバナンス・制度のキャパシティ・ビルディング、特定の投資のインパクト指標や UNCTAD の投資指標等の活用などが挙げられている。
- 36) これまで行われた 26 カ国（注 33 を参照）に対する UNCTAD 投資政策レビューの概要は、以下の公式ウェブサイトのアーカイブから閲覧できる。  
<http://archive.unctad.org/Templates/Page.asp?intItemID=2752&lang=1>
- 37) 本稿では、特段の注釈がない限り、東南アジア諸国は ASEAN 加盟国とする。
- 38) 2007 年の第 46 回 OECD 閣僚理事会にて、ブラジル、インド、インドネシア、中国、南アフリカの 5 カ国との間で、将来の加盟の可能性も視野に入れ、関与強化プログラムを通じ、OECD との協力を強化することが決定した。
- 39) OECD における投資分野の非加盟国アウトリーチ活動については、国際機関等への拠出金・出資金の一つである外務省による日・OECD 協力拠出金が充てられる。これは、日本政府と OECD との交流及び協力を強化するため、日本が重視する OECD の重要案件に拠出することとなっている。なお、日・OECD 協力拠出金を含め、国際機関等への拠出金・出資金の詳細は、以下の外務省 ODA ホームページで閲覧できる。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/index.html>
- 40) 2012 年 6 月に外務省経済局国際経済課（OECD 担当）の松村一課長補佐より聴取。なお、同氏によれば、フィリピン及びミャンマーに対する投資政策レビューが実施される場合、豪州及びニュージーランドが ASEAN 関連基金を用いて財政的負担を行う由。
- 41) 藤田（2010a）より適宜引用。また、同会議の詳細は、以下の OECD 公式ウェブサイトより閲覧できる。  
[http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en\\_2649\\_33765\\_43391135\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en_2649_33765_43391135_1_1_1_1,00.html)
- 42) 同会議の詳細は、以下の OECD 公式ウェブサイトより閲覧できる。  
[http://www.oecd.org/document/48/0,3746,en\\_2649\\_34893\\_48908464\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/48/0,3746,en_2649_34893_48908464_1_1_1_1,00.html)
- 43) 詳しくは国際協力機構（2010）を参照されたい。
- 44) 同会議の詳細は、以下の OECD 公式ウェブサイトより閲覧できる。  
[http://www.oecd.org/document/40/0,3746,en\\_2649\\_34893\\_49774952\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/40/0,3746,en_2649_34893_49774952_1_1_1_1,00.html)
- 45) World Bank（2012）によれば、Doing Business の目的は、世界中のビジネス規制環境を理解し改善するための客観的な基礎を提供するとされている。
- 46) OECD（2009a）より適宜引用。
- 47) 詳しくは Nguyen（2010）を参照されたい。
- 48) 以下の OECD 公式ウェブサイトより引用。  
[http://www.oecd.org/document/61/0,3746,en\\_39048427\\_39049329\\_44920573\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/61/0,3746,en_39048427_39049329_44920573_1_1_1_1,00.html)
- 49) 詳しくは Hattori（2009）及び注 8 を参照されたい。
- 50) OECD（2010）より適宜引用。

- 51) 2010年3月にパリで開催されたOECD投資委員会におけるインドネシア投資政策レビューセッションで、同国政府代表からも、PFIによるレビューのメリットを最大限に享受するためには、政府機関だけでなく、民間企業やNGOへの普及も喫緊の課題であると述べている (Mahi (2010))。
- 52) 注23を参照。
- 53) OECDでは、関与強化国であるブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカの各国に対し、対外関係委員会の下部組織として、非公式リフレクション・グループ (Informal Reflection Group) が2007年に設置された。ここでは、当該国・地域の政府高官等を随時招待しつつ、OECDとの関係強化につき、有志国間で議論している。このやり取りは、2011年3月にインドネシアに対して行われたIRGでのものである。
- 54) 藤田 (2010a) より引用。
- 55) 藤田 (2012a) より引用。
- 56) 一方で、OECDには「資本移動自由化規約」及び「経常的貿易外取引自由化規約」というインストルメントもあり、非加盟国にも開放されている。ただ、NTIと異なり、法的拘束力があり、設立後のみならず、外資系企業に対して、設立時の権利についても無差別待遇を保障しようとする。OECDへの新規加盟交渉においても、加盟候補国の国内措置と両規約等との整合性が審査されている
- 57) NTIの例外リストは、以下のOECD公式ウェブサイトで公開されている。2012年7月時点で、最新版は同年5月版となっている。また、藤田 (2010a) も参考になる。  
[http://www.oecd.org/document/48/0,3746,en\\_2649\\_34887\\_1932976\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/48/0,3746,en_2649_34887_1932976_1_1_1_1,00.html)
- 58) 注57と同じ。
- 59) ASEAN事務局ウェブサイトのForeign Direct Investment Statistics (<http://www.aseansec.org/18144.htm>)によれば、2008~10年のASEAN諸国へのFDI流入額シェアについて見ると、投資国として、EUが20.6%、ASEANが16.7%、米国が10.1%、日本が10.1%となっている。
- 60) 注19を参照。
- 61) このやり取りについては、筆者がOECD代表部に勤務していた折、日本政府代表として同ミッションに参加した外務省経済局国際経済課 (OECD担当) の松村一課長補佐より聞き得た情報に基づく。

## 参考文献・資料

### 1. 文献

- 秋山孝允、大原淳子 (2002) 「モンテレー開発資金国際会議の成果」 (FASID 国際開発研究センター [編] 『最新開発援助動向レポート』 No.2、2002年4月)
- 上野修平 (2010) 「DAC対日援助審査、開発のための政策一貫性」 (ワシントンDC開発フォーラム [編] 『パリDAC通信』 第105号、2010年6月)
- 河合正弘、深作喜一郎他 [編] (2006) 『開発のための政策一貫性：東アジアの経済発展と先進諸国の役割』 明石書店
- 経済協力開発機構 [編] (2006) 『世界経済の潮流とインベストメント：持続可能な発展と貧困削減に向けて』 明石書店

- 国際協力機構〔編〕(2010)『カンボジア国投資誘致窓口ファイナル・レポート』コーエイ総合研究所
- 国際協力銀行開発金融研究所総務課(2002)「直接投資が投資受入国の開発に及ぼす効果」(国際協力銀行〔編〕『開発金融研究所報』No.13、2002年12月)
- 寺門雅代(2006)「OECDの開発に対する取組み強化：投資分野での取組み」(ワシントンDC開発フォーラム〔編〕『パリDAC通信』第47号、2006年2月)
- 藤田輔(2010a)「OECD投資委員会の活動：FOIプロジェクトに焦点を当てて」(外務省第一国際情報官室〔編〕『外務省調査月報』2009年度No.3、2010年1月)
- 藤田輔(2010b)「OECD非加盟国における投資促進：貿易政策との関連性の観点から」(立教大学経済学研究会〔編〕『立教経済学研究』第64巻第2号、2010年10月)
- 藤田輔(2012a)「アジア諸国における責任ある企業行動の推進への課題：OECDインストルメントの普及活動の観点から」(外務省第一国際情報官室〔編〕『外務省調査月報』2011年度No.3、2012年1月)
- 藤田輔(2012b)「OECDに試されるGlobal Relevance」(社団法人霞関会〔編〕『論壇コラム』、2012年6月)
- 本間徹(2009)「開発のための投資：NEPAD・OECDアフリカ投資イニシアティブの取組み」(政策研究大学院大学、第6回アフリカ産業戦略勉強会報告資料、2009年7月)
- 山下道子・水野敏朗(2005)「開発途上国のインフラと投資環境」(国際協力銀行〔編〕『開発金融研究所報』No.27、2005年11月)
- Chakrabarti, S. (2001), "The Determinants of Foreign Direct Investment : Sensitivity Analyses of Cross Country Regressions", *Kyklos*, Vol.45
- Dunning, J. (2002), "Determinants of Foreign Direct Investment : Globalisation Induced Changes and the Roles of the FDI Policies", *paper at the ABCDE-Europe Conference*, Oslo, June 2002
- Hattori, N. (2009), "Experience of Japan-Vietnam Joint Initiative : Towards Dramatic Changes in the Investment Climate in Vietnam", *paper at the 2nd OECD-Southeast Asia Regional Forum*, Bangkok, April 2009
- Kalinova, B., A. Palerm and S. Thomsen (2010), "OECD's FDI Restrictiveness Index : 2010 Update", *OECD Working Papers on International Investment No. 2010/3*
- Mahi, B.R. (2010), "Experiences of Developing Policy Frameworks for Investment : Indonesia," *paper at the OECD Investment Committee*, Paris, March 2010
- Nguyen, D. T. (2010), "Developing Policy Framework for Investment in Attracting FDI : The Case of Vietnam", *paper at the ADBI-OECD Roundtable on Asia's Policy Framework for Investment*, Tokyo, April 2010
- OCDE (2012), *Cadre d'Action pour l'Investissement Agricole au Burkina Faso*, Paris, Le Secrétariat de l'OCDE
- OECD (2006a), *Policy Framework for Investment*, Paris, OECD Secretariat
- OECD (2006b), *Policy Framework for Investment : A Review of Good Practices*, Paris, OECD Secretariat
- OECD (2006c), *Promoting Private Investment for Development : The Role of ODA*, Paris, OECD Secretariat

- OECD (2008), *Shaping Policy Reform and Peer Review in Southeast Asia : Integrating Economies amid Diversity*, Paris, OECD Secretariat,
- OECD (2009a), *OECD Investment Policy Reviews Vietnam*, Paris, OECD Secretariat
- OECD (2009b), *OECD Investment Policy Reviews India*, Paris, OECD Secretariat
- OECD (2010), *OECD Investment Policy Reviews Indonesia*, Paris, OECD Secretariat
- OECD (2011a), *Southeast Asian Economic Outlook 2011-12*, Paris, OECD Secretariat
- OECD (2011b), *Towards Green Growth*, Paris, Paris, OECD Secretariat
- OECD (2012a), *Towards a Green Investment Policy Framework*, Paris, OECD Secretariat (to be released in 3<sup>rd</sup> quarter 2012)
- OECD (2012b), *OECD Strategy on Development*, Paris, OECD Secretariat
- UNCTAD (2008), *The Investment Policy Review Programme : A Framework for Attracting and Benefiting from FDI*, New York and Geneva, United Nations
- UNCTAD (2010), *World Investment Report 2010 : Investing in a Low-carbon Economy*, New York and Geneva, United Nations
- UNCTAD (2011), *World Investment Report 2011 : Non-Equity Modes of International Production and Development*, New York and Geneva, United Nations
- UNCTAD (2012), *World Investment Report 2012 : Towards a New Generation of Investment Policies*, New York and Geneva, United Nations
- World Bank (2012), *Doing Business in a More Transparent World*, Washington D.C., World Bank

## 2. ウェブサイト

- 外務省 : <http://www.mofa.go.jp>
- 国際開発高等教育機構 (FASID) : <http://www.fasid.or.jp/>
- 国際協力機構 (JICA) : <http://www.jica.go.jp>
- 国際貿易投資研究所 : <http://www.iti.or.jp/>
- ワシントン DC 開発フォーラム : <http://www.devforum.jp/>
- ASEAN Secretariat : <http://www.aseansec.org>
- ADB Institute : <http://www.adbi.org/>
- OECD : <http://www.oecd.org>
- UNCTAD : <http://www.unctad.org>
- World Bank : <http://www.worldbank.org>

## Appendix

### 投資の政策枠組みの各分野チェックリスト（仮訳・抜粋）

#### 1. 投資政策

投資政策の質は、小規模・大規模あるいは国内・海外を問わず、投資家の判断に直接的な影響を与える。透明性、財産保護、無差別性は投資政策の原則であり、すべての人にとっての健全な投資環境を構築する取り組みを後押しするものである。

- 1-1. 投資及び中小企業を含む投資家に対応した法規制とその実施・執行を、明確で透明性があり、利用しやすく、不必要な負担を強いるものとしないうちに、政府はどのような対策を取っているか。
- 1-2. 政府は、土地やその他の財産の所有権登録について、時宜を得た、安全で効果的な方法を着実に構築してくために、どのような対策を取っているか。
- 1-3. 政府は、知的財産権保護のための法律とその効果的な執行の仕組みを実施しているか。保護の程度は国内外の企業の技術革新と投資を奨励するに十分な水準であるか。中小企業の知的財産の必要性を満たすための戦略、政策、計画の策定に向けて、政府はどのような対策を取っているか。
- 1-4. 契約の執行制度は、すべての投資家にとって利用しやすく、効果的なものであるか。紛争解決について、妥当な費用で最大限の保護を可能にするために、政府はどのような代替制度を構築しているか。
- 1-5. 政府は取用に対する補償について、時宜を得た、適切で効果的な政策を保持しているか。また、それは国際法上の義務とも一致したものか。政府は取用権限について、どのような明確に定義された限度を設けているか。取用権限の執行について検討する、あるいは、それに対して、異議を唱える独立機関にはどのようなものがあるか。
- 1-6. 政府は、投資法・規則の一般原則として公平性を確立するために、どのような対策を取っているか。公的サービスを管理し、提供する権利を行使する上で、政府は、国際投資における無差別性の保持を明確にするための仕組みを整備しているか。また、公共の目的に照らしてコストを定期的に見直す仕組みも備えているか。政府は、資本と利益の自由な移転を制限する条項とそれが海外投資の誘致に与え

る影響について検討しているか。

- 1-7. 投資政策当局は、相手国・地域のパートナーと協力して、投資の振興・保護に関する国際条約の拡大に努めているか。政府は既存の国際条約・公約を定期的に見直し、より魅力ある投資環境の創出にそれぞれの条項が有効かどうかを判断しているか。国際投資合意の下での各国の義務の効果的な遵守のために、どのような対策が存在しているか。
- 1-8. 政府は、投資紛争解決のための法的拘束力のある国際仲裁手段を批准し、実施しているか。

## 2. 投資促進・円滑化

インセンティブをはじめとする投資促進・円滑化政策は、その目的が市場の失敗を是正することにあり、各国の投資環境の長所を利用できるような方法で策定されるのであれば、投資誘致の有効な手段となりうる。

- 2-1. 政府は、健全で幅広い事業環境を整備するための戦略を持っているか。そして、その戦略において、投資促進・円滑化政策はどのような役割を与えられているか。
- 2-2. 政府は、投資促進機関（IPA）を設立しているか。IPAの体制、使命、法的立場に関して国際的なグッド・プラクティスがどの程度参考にされ、また、それに照らして評価されているか。
- 2-3. IPAは十分な資金のもとで運営され、投資の誘致という観点から、その活動内容が定期的に見直されているか。IPAの実績評価にはどのような指標が導入されているか。
- 2-4. 政府は、新たな投資を加速させるとともに、投資コストを削減するために、行政手続きの簡素化に努めているか。投資の促進者という役割において、IPAは既存の投資家が直面した問題に関する情報を十分に活用しているか。
- 2-5. IPAはどの程度まで投資家との対話の仕組みを推進し、維持しているか。政府は投資に影響を与える事項について、IPAと協議しているか。
- 2-6. 政府は、投資インセンティブに絡むコストとメリット、付与期間の妥当性、透明性、他国の経済的利益に与える影響を評価するために、どのような仕組みを備えているか。
- 2-7. 政府は、企業間、特に外国企業と地元企業との投資ネットワークを推進するため

にどのような対策を取っているか。また、中小企業が直面する特定の投資障壁に対応するためにどのような対策を導入しているか。

2-8. 政府は、投資促進ノウハウの構築を目指した世界銀行やその他の政府間機関が実施する国際的・地域的取組みを活用しているか。IPA は地域・国際ネットワークに参加しているか。

2-9. 政府は、投資促進のための情報交換ネットワークをどの程度まで利用しているか。

### 3. 貿易政策

モノとサービスの貿易に関する政策は、規模の経済の恩恵を受ける機会を広げ、国際的なサプライ・チェーンへの統合を促進し、生産性と投資利益率を高めることで、より質の高い投資を支えるものとなりうる。

3-1. 政府は、国境での通関・規則・管理手続きの遵守コストを削減するために、最近どのような取組みを行ったか。

3-2. 政府は、投資家にとっての貿易政策上の不確実性を軽減し、予見可能性を高めるためにどのような対策を取っているか。貿易政策の変更を計画する際には、投資家をはじめとする関係者に意見を求めているか。

3-3. 政府は、市場拡大につながる国際的な貿易協定や WTO コミットメントの実施を通じて、どの程度積極的に投資機会の増大に努めているか。

3-4. 貿易政策の歪みによって生じるコストの軽減のために、一部の産業における投資に有利な貿易政策とその他の産業における投資に不利な貿易政策はどのように検討されているか。

3-5. 貿易政策はどの程度モノとサービスの投入コストを上昇させ、それによって世界的な競争価格に左右される産業への投資を抑制しているか。

3-6. 一国の貿易政策が途上国の輸出にマイナスの影響を及ぼしている場合、政府は、こうした制約的な貿易政策が投資に与える抑制効果を考慮に入れながら、公共政策の目標達成にどのような代替手段を検討しているか。

3-7. 貿易政策は、途上国の産業セクターの弱点を是正するための対策（例：輸出金融・輸入保険）を通じて、どの程度投資を支援し、誘致しているか。

#### 4. 競争政策

競争政策は技術革新を促し、新たな投資につながる状況を生み出す助けになる。健全な競争政策は、投資がもたらす様々な恩恵を社会に行き渡らせることにも役立つ。

- 4-1. 競争法とその適用は明確で、透明性があり、差別的でないか。競争当局は、投資家の競争法に対する理解を助け、法律を遵守させるために、また、法や規則の変更を伝えるために、どのような措置（例：決定の発表、法の執行に際して取った方法の説明）を採用しているか。
- 4-2. 競争当局は、競争法を効果的に実施するうえで十分な情報源、政治的支援、独立性を保持しているか。
- 4-3. 競争当局は、どの程度、また、どのようにして国営企業などの既存企業による、投資を阻む反競争的な慣行に対処しているか。
- 4-4. 競争当局は、その他の政策が投資家の市場参入能力に及ぼす影響を評価する能力を持ち合わせているか。競争当局とその他の関係政府機関との間にどのような連絡ルート、協力ルートが設けられているか。
- 4-5. 競争当局は、産業政策のコストとメリットを定期的に評価し、投資環境への影響に配慮しているか。
- 4-6. 民営化における競争当局の役割は何か。市場優先権条項を認めないなど、投資機会に関連した競争上の配慮は適切に払われているか。
- 4-7. 競争当局は、投資環境に関連して、国際的な企業の合併・買収など国際競争問題について、どの程度相手国の機関と協力しているか。
- 4-8. モノとサービスの貿易に関する政策は、規模の経済の恩恵を受ける機会を広げ、国際的なサプライ・チェーンへの統合を促進し、生産性を高めることで、より質の高い投資を支えるものとなりうる。

#### 5. 租税政策

どの国の政府にとっても、その役割を果たすには税収が必要である。しかし、税負担の水準や、実施方法も含めた租税政策の内容は、事業コストや投資収益に直接影響を及ぼす。健全な租税政策によって、政府は良好な投資環境を後押ししながら、公共政策の目標を達成することができる。

- 5-1. 政府は、包括的な開発目標と投資誘致戦略に見合う税負担水準について把握して

いるか。また、その水準は実際の税負担と調和が取れているか。

- 5-2. 法による規定、タックス・プランニングの可能性、遵守コストを考慮に入れた、国内利益に対する平均的な税負担はどのくらいか。
- 5-3. 投資元企業に対する税負担は、政策目標と税制の目的に照らして適切であるか。
- 5-4. 投資家支援の枠組み条件や市場特性が弱い場合、政府は、税制のみで投資判断に好影響を与えることの限界について評価してきたか。
- 5-5. 企業所得に対する税負担が、会社の規模や操業年数、所有構造、産業セクター、事業場所によって変わる場合、こうした格差は正当化されているか。税制は外国・国内双方の投資家に中立であるか。
- 5-6. 法人課税所得を決定する際のルールは、ベンチマークとなる所得の定義（例：包括的所得）に照らして策定されているか。また、中心となる課税規定は全体的に国際基準に沿ったものか。
- 5-7. 投資家などを対象とした税制上の優遇措置は意図せぬタックス・プランニングの機会を作っていないか。費用対効果を評価する際には、こうした機会や、特定の税優遇措置に伴う問題を評価し、配慮しているか。
- 5-8. 租税支出勘定を記録し、予算プロセスについて情報を提供、管理するためにサンセット条項を利用しているか。
- 5-9. 租税政策、税務行政の担当者は、租税条約のネットワークを拡大し、国境を越えた不正なタックス・プランニング戦略に対抗するために相手国の担当者と協力しているか。

## 6. コーポレート・ガバナンス

企業が健全なコーポレート・ガバナンスの基本原則をどの程度遵守しているかは、投資判断を下す際の要因となるだけでなく、投資家の信頼感や資本コスト、金融市場全体の機能性にも影響を与え、究極的にはより持続可能な資金調達法の確立にも影響を及ぼす。以下の設問からは、良好な投資環境促進のために政策当局などが解決すべきコーポレート・ガバナンスの主要課題の概要が分かる。より正確な評価を行うためには、政策当局は「OECD コーポレート・ガバナンス原則」およびコーポレート・ガバナンス運営委員会が開発した評価手法を参考にすることが求められる。さらに、可能な場合は、世界銀行に「コーポレート・ガバナンス分野の国際基準の遵守状況に関する報告書」プログラムに基づく評

価を要請することもできる。

- 6-1. 経済活動全般と透明で効率的な市場を促進するコーポレート・ガバナンス体制の基礎作りにどのような対策が取られているか。また、それは効果的な実施に支えられた、整合的で一貫性のある規制枠組みに組み込まれているか。
- 6-2. コーポレート・ガバナンス体制では株主の平等性はどのように守られているか。
- 6-3. 株主の権利が侵害された場合の法律上の救済策については、どのような手続きや仕組みがあるか。また、これらは権利侵害に対する信頼できる抑止力となっているか。また、企業内部者や支配所有者らによる私的利益の獲得を防止するために、どのような監視策が取られているか。
- 6-4. 企業に対する株主の影響力を保持するために、どのような手段や制度が整えられているか。
- 6-5. 時宜を得た、信頼できる適切な情報（企業の所有・支配権に関する情報など）開示に関して、どのような基準や手段で市場の要望に込えているか。
- 6-6. コーポレート・ガバナンス体制では、企業の戦略的指針、経営の効果的な監視における取締役の中心的役割はどのように保障されているか。また、企業と株主に対する取締役の説明責任はどのように規定されているか。ガバナンス体制は、法律あるいは相互の合意による株主権利を認めるとともに、富と雇用を創出し、財務的に健全な企業の持続可能性を実現する上での企業と株主の積極的な協力関係を促すものとなっているか。
- 6-7. 民間セクターのコーポレート・ガバナンス文化の醸成のために、これまでどのような自主的取組みや研修を行い、また、今後さらに何をしていかなければならないか。
- 6-8. 国のコーポレート・ガバナンス体制を「OECD コーポレート・ガバナンス原則」に照らして評価を行っているか。また、その結果は一般に公開されているか。
- 6-9. 国営企業の所有体制は、公平な条件、競争的な市場環境、自主的な規制を確保するためにどのような構造になっているか。国が国営企業の経営に干渉するのを防ぐため、また、取締役が不当な政治圧力の受け皿ではなく、戦略的な管理という役割を効果的に果たすため、どのような手段が整えられているか。国営企業は政府、国民、株主（いる場合）に対し、どのように説明責任を果たしているか。

## 7. 責任ある企業行動推進のための政策

「OECD 多国籍企業行動指針」での提言にも見られる、責任ある企業行動に関して認識されている定義と原則を普及させるための公共政策は、持続可能な開発に有効な投資を誘致する助けとなる。具体的な政策としては、政府と企業それぞれの役割を明確にできるような環境の提供、企業行動基準に関する話合いの促進、責任ある企業行動に関する民間の取組みの支援、責任ある企業行動を支持する国際協力への参加などがある。

- 7-1. 政府は投資家に対し、政府と企業部門それぞれの役割と責任の違いを、どのように明確に示しているか。政府は、積極的に自らの責任を、例えば、人権、環境保護、労使関係、財務透明性に関する法律の効果的な実施などにより、果たしているか。
- 7-2. 期待される企業行動に関して投資家に周知させるために、政府はどのような対策を取っているか。政府は効果的な周知の支えとなる権利の枠組みの保護にどのように努めているか。
- 7-3. 企業の事業活動に関する財務面・非財務面での情報開示を支援する適切な枠組みが整備されているか。また、この枠組みは、実際の情報開示方法を投資家や彼らの利害関係者のニーズに合わせて柔軟に刷新することが可能か。
- 7-4. 政府は、企業の法の遵守に対する取組みをどのように後押しすることができるか。
- 7-5. 政府は、どのように協力関係（例：「責任ある経営方針」の導入コストを削減するための基準の策定に参加する）及び振興策（例：顧客や一般市民に公表する、責任ある企業行動に関する情報の質の向上）を通じて、責任ある企業行動のためのビジネス・ケースの強化を支援しているか。
- 7-6. 政府は、責任ある企業行動の国際的な定義と原則を推進するために、「OECD 多国籍企業行動指針」、「国際労働機関 (ILO) 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、「国連グローバル・コンパクト」などの政府間の協力体制に参加しているか。

## 8. 人材開発

人材開発は、投資機会を見極め、その機会を捉えるために欠かせない条件である。しかし、多くの国では、市場の機能不全などを背景に、人材開発に対する投資は不十分である。したがって、健康で、順応性の高い技能人材を育成・維持する政策や、人材を存分に効果

的に配置するための政策は、良好な投資環境の実現に有効である。

- 8-1. 政府は、自らの全体的な開発・投資戦略と実施能力に沿った、一貫性のある包括的な人材開発政策の枠組みを整備しているか。その枠組みは、経済の新たな動きに迅速に対応できるよう、また、主な利害関係者の関与を促せるよう、定期的に見直しを行っているか。
- 8-2. 政府は、基礎学校教育の機会を拡大し、教育の質を高めることで、人的資産を投資の誘致・獲得に活用できるよう、どのような対策を取っているか。
- 8-3. 経済的なインセンティブは、個人の高等教育、生涯教育への投資を促すに十分であるか。また、そのインセンティブは良質な人材による投資環境の改善に有効か。留学を終えた自国民を呼び込むなど、自国の人材投資で十分な恩恵を得るために、どのような対策が取られているか。教育機関と企業との連携を促進し、将来に求められる技能を見越すために、どのような仕組みが整備されているか。
- 8-4. 政府は訓練プログラムをどの程度推進しているか。また、その効果と投資環境に与える影響について評価する制度を導入しているか。企業による社員研修プログラムを奨励するために、そして、企業が研修の費用負担面で大きな役割を担うために、どのような仕組みが活用されているか。
- 8-5. 伝染病の蔓延と闘うための一貫性のある戦略を持っているか。また、公衆衛生の改善とその相関作用としての投資環境の向上を目的とした、公衆衛生費を評価する手段を整えているか。
- 8-6. 中核的労働基準を普及、実施させるためにどのような体制が取られているか。
- 8-7. 労働市場における規制は、雇用の創出と政府の投資誘致戦略をどの程度後押ししているか。また、政策協調、社会的な目標間のバランス、優れた労働力確保の目標、企業の投資意欲の喚起を後押しするためにどのような取り組みを行っているか。
- 8-8. 法律や規制は、受入国で投資をしている企業による優秀な人材の登用を制限していないか。投資元企業からの派遣に関する不当に厳しい慣行を取り除き、また、就労ビザの発行の遅れを解消するためにどのような措置が取られているか。
- 8-9. 政府は大規模な労働調整を支援し、企業が投資機会を得やすくすることで間接的に投資環境を支えるプログラムを後押ししているか。こうしたプログラムにおけるインセンティブの仕組みは変化を幅広く後押しするものか。労働調整に伴う移

行コストの軽減のために企業に求められている役割は何か。

- 8-10. 労働市場における規制によって適応性のある労働力を支援し、企業が事業や投資計画を変更する能力を保持できるようにするために、どのような措置が取られているか。

## 9. インフラと金融部門の整備

インフラ整備のための適切な政策は、貴重な資金を最も有力なプロジェクトへ投入し、民間投資の妨げとなる要因に対処する上で有効である。金融部門に対する効果的な政策によって、企業や起業家は安定した環境のもとで自らの投資理念を実現しやすくなる。

- 9-1. 政府は、インフラ投資のニーズを把握するためにどのような手段を使っているか。  
中央政府は、インフラ投資の優先課題を定める上で、地方自治体と協力しているか。政府はインフラ整備プロジェクトへの公的資金の拠出に際し、明確なガイドラインを設け、透明性の高い手段を取っているか。インフラ投資に関与している企業の活動を監督する規制機関は、不当な政治的干渉から保護されているか。
- 9-2. インフラ整備の請負事業に入札する投資家を対象とした透明性と手続きの公正の原則を守るために、政府はどのような対策を導入しているか。また、契約条件の一方的な変更から投資家の権利を守るためにどのような対策が取られているか。投資家がインフラ設備を公平で適正な価格で供給できるようにするために、そして、投資家対国家の契約が公共の利益にかなうために、さらには、民間が関与したインフラが社会から継続して支持を得るために、政府はどのような対策を取っているか。
- 9-3. 通信分野において、政府は有望な投資家の市場アクセスについて、また、事業者間の競争状況について評価しているか。政府は、通信サービスの料金設定方針が競争的であるとともに、信頼性の高い、適正料金の通信サービスに依存する産業部門への投資に有利なものであるかについて評価しているか。
- 9-4. 政府は、利用者が電力を信頼して利用できるための戦略を策定しているか。また、電力投資・供給を促す経済インセンティブを設けているか。様々な利用者が最小コストで電力サービスを利用できるように、どのようなプログラムを整備しているか。これらのプログラムは期限を定め、明確な達成目標を設定しているか。
- 9-5. 新たな輸送施設を開発する、あるいは輸送インフラへの既存の投資を維持する決

定が下された際の周知方法はどのようなものか。輸送手段のすべてに対して、投資家のニーズ及び異なる輸送インフラ間の接続を考慮しながら、定期的に要件が見直されているか。

- 9-6. 政府は開発目標の支援に必要な、水に対する投資ニーズを把握しているか。民間セクターはどの程度水の管理、供給、インフラへの資金提供に関与しているか。
- 9-7. 政府は、企業開発の効果的な支援のために、規制の枠組みの質を含めた金融部門の能力評価にどのような手法を用いているか。政府は、外国投資家の参加の制限など、金融部門整備に対する民間投資の阻害要因を除去するために、どのような対策を取っているか。
- 9-8. 債務者と債権者の権利保護のために、どのような法律や規制を整備しているか。両者の権利は適切な均衡が保たれているか。資産を担保として利用することを支援し、企業が融資の調達先を外部に拡大するための登録制度は整備されているか。情報の流れを促し、金融部門の安定性を高め、投資環境を改善するために、どのようなデータ保護や金融手続きの報告に関する法が制定されているか。

## 10. 公的ガバナンス

規制の質と公共部門の倫理性は、投資家の信頼と判断にとって、そして、投資による開発利益にとってきわめて重要な公的ガバナンスの要素である。良い公的ガバナンスに唯一といえるモデルはないが、政府が自らの役割を効果的に果たす支えとなる、広く認められた基準はあるか。

- 10-1. 政府は、全体的な開発・投資戦略に沿った、一貫性のある包括的な規制改革の枠組みを設け、実施しているか。
- 10-2. 規制が分かりやすい形で一貫性をもって適用され、質に対する明確な基準が保てるよう、政府の様々なレベルに及ぶ、規制改革を管理・調整するための仕組みは整備されているか。
- 10-3. 経済規制の投資環境への影響を把握する規制影響評価はどの程度利用されているか。評価結果は適切な時期に一般に公表されているか。
- 10-4. 規制の質を高め、投資環境を改善するために、事前通知など、どのような公の協議の仕組みや方法が設けられているか。こうした協議制度はすべての関係者を対象としているか。

- 10-5. 投資家への行政上の負担はどの程度、計測・数値化されているか。投資家に対する負担を含め、行政面で不必要に負担がかかっている部分を見極め、軽減するために、政府にはどのような手段があるか。行政手続きの簡素化、サービスの改善、透明性・説明責任の向上のために、情報通信技術はどの程度利用されているか。
- 10-6. 国の法規制において、国際的な汚職防止・倫理に関する基準はどの程度実施されているか。刑法・行政法・民法の規定では、賄賂の要求・強要などの汚職と闘うため、また、倫理の向上による不透明さの解消と投資家すべてにとっての事業環境の改善のために、実効性のある法規制の仕組みが定められているか。
- 10-7. 制度や手続きによって、賄賂の要求・強要などの汚職の防止や公職における倫理性に関する法規制の透明性、実効性、一貫性のある適用、実施が行われているか。公務員の行動規範が策定され、透明性が保たれているか。望まれる倫理水準を公務員が満たせるよう、どのような支援策が活用されているか。市民社会組織やメディアは公務員の職務の遂行について自由に精査することができるか。内部告発者に対する保護制度は設けられているか。
- 10-8. 汚職防止・倫理に関する法規制の効果について評価する仕組みは設けられているか。
- 10-9. 政府は、汚職防止と公務員の倫理向上を目指す国際的な取り組みの当事者となっているか。汚職防止協定を適時に効果的に実施するために、どのような仕組みが設けられているか。こうした仕組みは、協定を実行する汚職防止法の適用と実施を監視する役割を持っているか。